

第2期須坂市子ども・子育て支援事業計画

2020年度(令和2年度)～2024年度(令和6年度)

～子どもは“宝”プロジェクトの推進～



令和2年3月

長野県須坂市

子どもたちが未来に夢をもてるまちづくり

子どもはかけがえのない社会の宝であり、未来を創る大きな力です。

安心して子どもを産み育てることのできる社会、生まれた子どもたちが自己肯定感を持っていきいきと育つ社会の実現は、我が国全体の重要な課題となっています。

急速な少子化や核家族化の進行、地域での関係の希薄化や共働きの増加など、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、孤立感や負担感が増大しています。

子育て家庭の不安感や負担感を軽減するため、気軽に相談できる窓口の充実と情報提供に努め、子育て家庭のニーズに応じた支援が必要です。

また、障がいがある子どもや発達に支援を必要とする子どもへの、一人ひとりの特性に寄り添った支援が必要です。

国は、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」を制定し、社会全体で子育て家庭を支える仕組みづくりや、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を充実させるため、子ども・子育て支援制度を平成 27 年度から施行しました。

2019 年 5 月には、「子ども・子育て支援法」が改正され、同年 10 月からは、幼児教育・保育の利用料が無償化されました。

須坂市においても、子どもや子育て家庭を支援する施策を充実させるため、「須坂市子ども・子育て支援事業計画(平成 27 年度～31 年度)」を策定し、次期計画年度の「第 2 期須坂市子ども・子育て支援事業計画(2020 年度(令和 2 年度)～2024 年度(令和 6 年度))」の施策の充実が求められています。

本計画では、すべての子どもが健やかに成長するために、幼児期における教育や保育、子ども・子育て支援事業の提供体制の確保など子どもと子育て家庭への支援に取り組みます。

また、「地域の子どもは地域で育てる」という子育て理念のもと、家庭・地域・企業・行政が連携した「子どもは“宝”プロジェクト」に取り組み、子育て家庭にやさしいまちづくりを推進します。

未来を担う子どもの健やかな成長のため、地域の皆様方の一層の力強いご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたりまして、ご尽力を賜りました須坂市子ども・子育て会議委員の皆様をはじめ、関係団体各位、子ども・子育てアンケート調査等にご協力いただきました市民の皆様にご心から御礼を申し上げます。

令和 2 年 3 月

須坂市長 **三木正夫**



目次

I 計画の基本的な考え方	1
1. 趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 第1期計画(平成27年度～31年度)の取組実績	2
II 須坂市を取り巻く現状と課題	3
1. 須坂市の人口・世帯・人口動態等	3
2. ニーズ調査から見た現状	7
3. 須坂市の子ども・子育て支援における課題	38
III 計画の基本的な考え方	39
1. 計画の基本理念	39
2. 計画の基本目標	40
3. 教育・保育の提供区域について	41
4. 施策の体系	42
IV 事業計画	46
1. 子育て家庭を支えるニーズに沿った支援の推進	46
2. 子どもの健やかな育ちを支えるための環境の整備	60
3. 社会的支援の必要な子どもやその家庭への支援	65
4. 仕事と生活の調和がとれる社会づくり	71
V 計画の推進体制	72

■ 資料編

I 計画の基本的な考え方

1. 趣旨

国は、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させました。これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、質の高い幼児期の教育や保育の提供、保育の量的拡大、地域の子育て支援の充実について総合的に推進を図るために平成 27 年度から施行されました。

須坂市においては、家庭や地域、関係団体、関係機関、企業とも連携しながら、様々な子育て支援に関する施策を推進するため、平成 17 年 3 月に「須坂市次世代育成支援行動計画（平成 17 年度～26 年度）」を策定し、「須坂市子ども・子育て支援事業計画（平成 27～31 年度）」に基本的な考え方を継承し、推進してきました。

今後も、子育て支援の取組を一層促進するため、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、未来を担う一人ひとりの子どもが健やかに成長し、安心して子育てができる地域社会の実現を目的として、本計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に定める市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「子どもは“宝”プロジェクト」として、地域の宝である子どもを守り育てるため、市民や行政が連携し、子育てしやすい地域づくりの推進を図ります。

また、上位計画である「第五次須坂市総合計画」（2011～2020 年度）をはじめ、子ども・子育て支援に関する他の個別計画（須坂市健康づくり計画「第 2 次健康須坂ときめき 21」（2013～2022 年度）、第 2 期須坂市母子保健計画（2020～2025 年度）、第 3 期須坂市食育推進基本計画（2018～2023 年度）、第 2 次須坂市地域福祉計画・第 3 次須坂市地域福祉活動計画（2016～2020 年度）、第 4 次須坂市障がい者等長期行動計画（2011～2020 年度）、第 1 期須坂市障がい児福祉計画（2018～2020 年度）等）と連携、整合を図るものです。

3. 計画の期間

この計画の推進期間は、令和 2 年度（2020 年度）から令和 6 年度（2024 年度）までの 5 年間とします。

また、毎年計画の取組状況や課題の整理を行うとともに、社会情勢の変化などをふまえ、必要に応じ計画の見直しを行います。

4. 第1期計画（平成27年度～平成31年度）の取組実績

基本目標1 子育て家庭を支えるニーズに沿った支援の推進

単位：人

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (見込み)
妊婦健診	4,278	4,065	4,178	6,758	4,802
乳児家庭全戸訪問事業	359	326	323	316	343
地域子育て支援拠点事業	33,758	31,208	31,187	31,013	30,140
一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	1,078	944	850	993	995
ファミリー・サポート事業	182	235	148	157	180
ファミリー・サポート事業 (就学児対象)	302	673	366	365	426
延長保育事業	232	257	234	234	235
病児保育事業	92	77	108	121	121
放課後児童クラブ事業	640	687	710	819	750

基本目標2 子どもの健やかな育ちを支える環境の整備

幼児期の学校教育・保育の安定した提供

単位：人

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (見込み)
1号認定	361	327	310	276	238
2号認定	913	878	897	904	893
3号認定(0歳児)	98	100	100	103	84
4号認定(1～2歳児)	368	390	380	392	405

基本目標3 社会的支援の必要な子どもやその家庭への支援

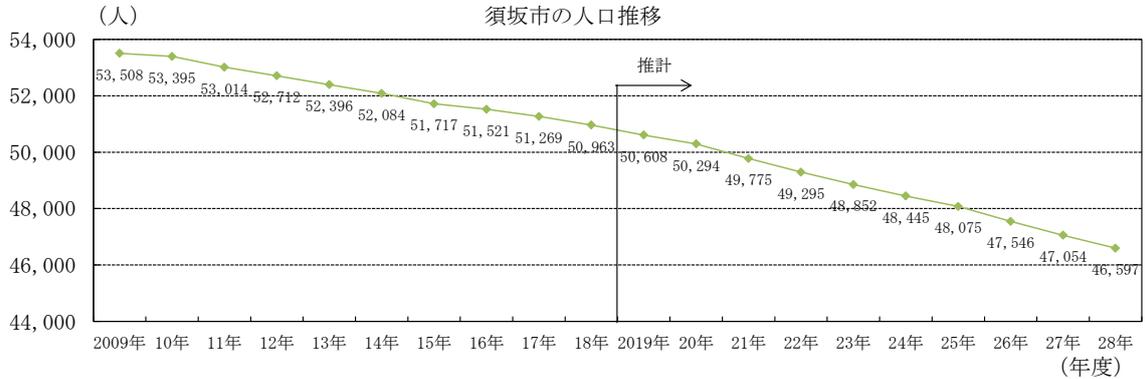
単位：対象家庭数

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度 (見込み)
養育支援訪問事業	1	1	0	1	1

Ⅱ 須坂市を取り巻く現状と課題

1. 須坂市の人口・世帯・人口動態等

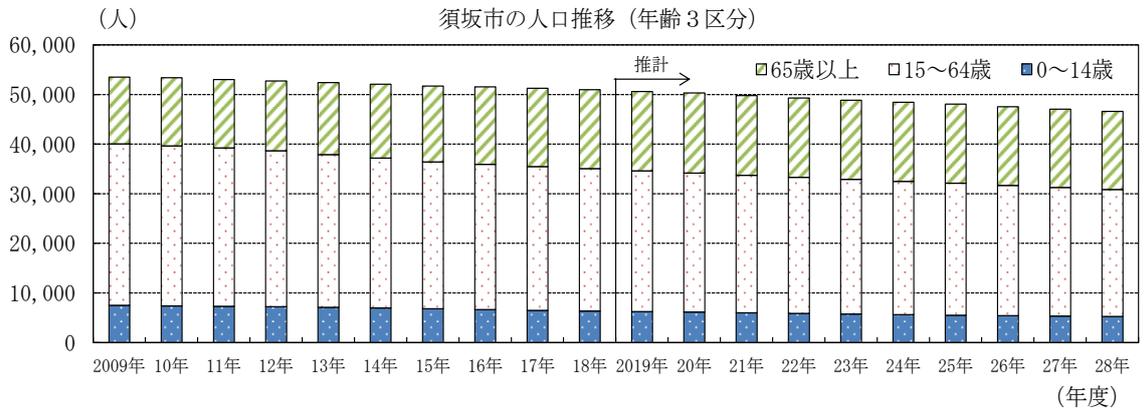
(1) 須坂市の人口



(1)(2) 出典：須坂市住民基本台帳をもとにし、国立社会保障

人口問題研究所の将来人口推計の計算方法による

(2) 年齢3区分別人口推計



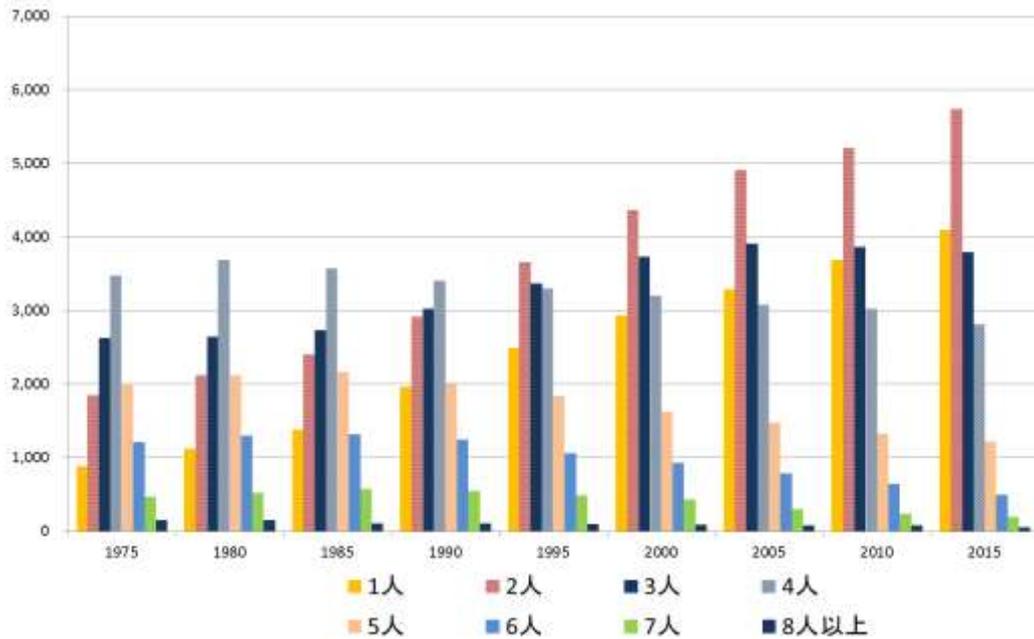
(%)

実績										
西暦	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年
和暦	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
0～14歳	14.0	13.8	13.8	13.7	13.5	13.4	13.1	12.9	12.6	12.5
15～64歳	60.9	60.4	60.2	59.6	58.8	58.0	57.3	56.8	56.6	56.3
65歳以上	25.1	25.8	26.0	26.7	27.7	28.6	29.6	30.3	30.8	31.2

推計										
西暦	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
和暦	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年
合計	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
0～14歳	12.4	12.2	12.1	11.9	11.8	11.6	11.5	11.4	11.3	11.2
15～64歳	56.0	55.7	55.7	55.6	55.5	55.4	55.3	55.2	55.1	54.9
65歳以上	31.6	32.1	32.3	32.5	32.7	32.9	33.2	33.4	33.6	33.8

(3) 世帯員別世帯数推移

人口は減少していますが、世帯数は増加しています。内訳をみると、世帯員が1人から3人の世帯が増加し、世帯員4人以上の世帯は減少してきています。(少子化及び核家族化が進んでいることがわかります。)

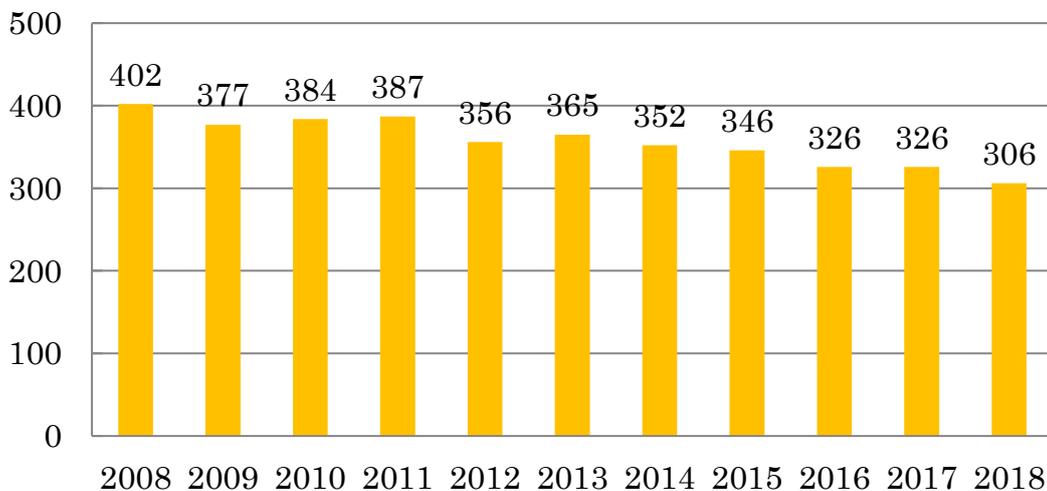


世帯数/年度

出典：国勢調査

(4) 出生数の推移

増減を繰り返しながらも、減少の傾向をたどっており、2018年度(平成30年度)は、306人まで減少しています。



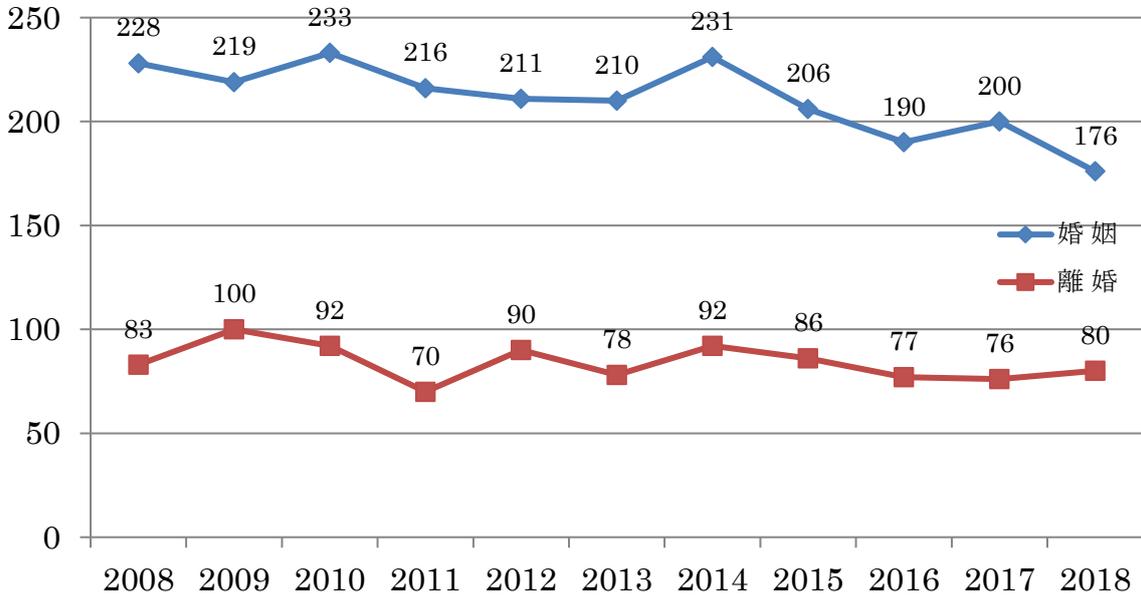
人数/年度

出典：市民課

(5) 婚姻・離婚の推移

婚姻件数は、増減を繰り返しながらも年々減少の傾向にあります。

離婚件数は、横ばい傾向にあります。

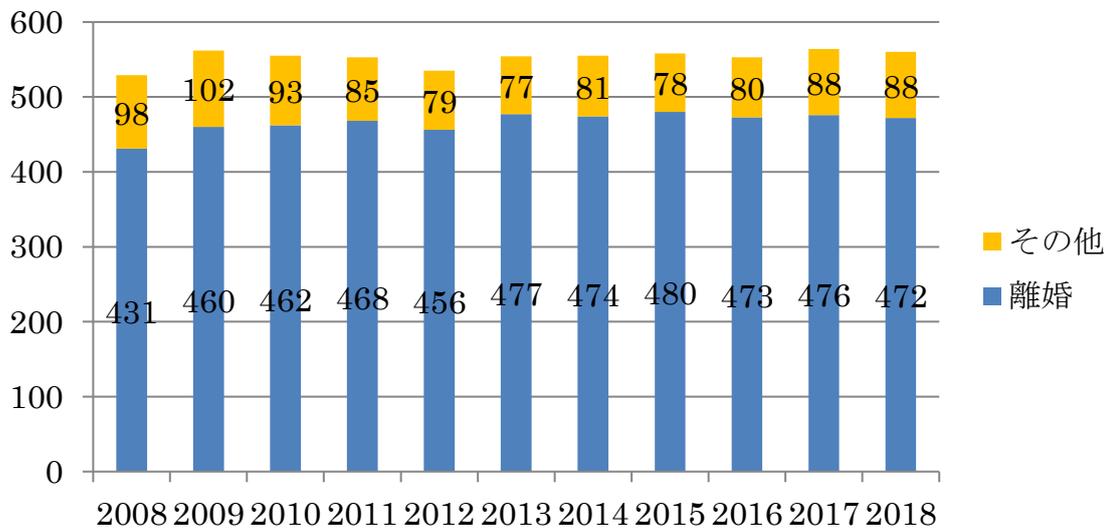


件数/年度

出典：市民課

(6) 母子家庭数の推移

母子家庭は、2018年度(平成30年度)は、560件で、2008年度(平成20年度)から比較すると約6%増加しています。また、母子家庭となった原因の約9割強は「離婚」によるものとなっており、離婚が占める割合が高くなっています。

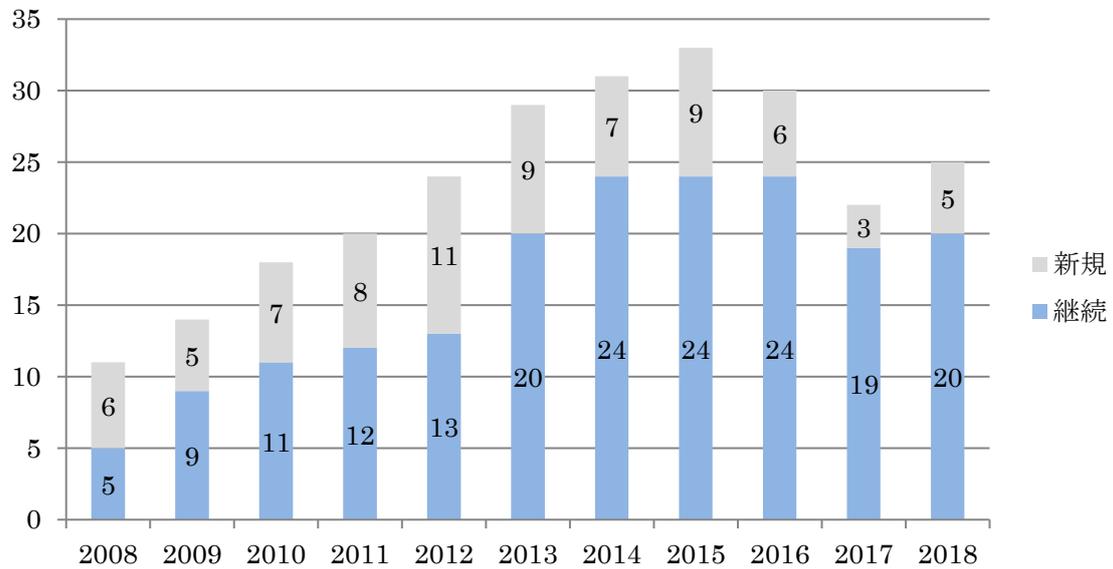


件数/年度

出典：福祉課

(7) 児童虐待ケースの取扱件数

須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会児童虐待実務担当者会議で児童虐待ケースとして管理している件数（家庭数）は、2015年度（平成27年度）の33件をピークに減少傾向にあります。



件数/年度

出典：子ども課

2. ニーズ調査から見た現状

(1) ニーズ調査の概要

- ①対象者 小学校就学前の乳幼児 1,500名（1世帯1名）
②抽出方法 無作為
③配布・回収方法 保育園・幼稚園・認定こども園在籍者・・・園を通じ
※幼稚園在籍者は子ども課で把握している範囲
上記以外・・・郵送による
④調査期間 平成31年1月24日～平成31年2月8日
⑤回収数 974通（回収率64.9%）
※この調査内容は、国から示された調査項目です。

(2) 子ども・子育てアンケート調査結果の概要等

お住まいの町をうかがいます

問1 お住まいの町名をご記入ください。

「日野」が15.1%と最も高く、次いで「小山」（13.0%）、「日滝」（12.2%）となっている。
市内の地区別世帯数割合と近似した割合である。

封筒の宛名のお子さんご家族の状況についてうかがいます

問2 宛名のお子さんの生年月をご記入ください。

「5歳」が21.3%と最も高く、次いで「6歳」（15.5%）、「4歳」（15.3%）となっている。
0歳児が少なく5歳児が多いが、それ以外は市内の年齢別人口割合と近似した割合である。

問3 宛名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。宛名のお子さんを含めた人数をご記入ください。なお2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月をご記入ください。

宛名の子どもを含めたきょうだいの人数は、「2人」が49.0%と最も高く、次いで「1人」（28.6%）、「3人」（18.4%）となっている。

問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「母親」が94.6%と高い。

問5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「配偶者がいる」が93.7%と高い。

問6 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係であてはまる番号1つに○をつけてください。

「父母ともに」が53.8%と最も高く、次いで「主に母親」が44.8%となっている。

問1～6 特徴等

- ①回答者の属性は、概ね市民全体と同様の割合となっている。
- ②きょうだいのいる世帯が7割を超え、特に2人きょうだいが半数近くになっている。
- ③1人っ子は約3割となり、前回調査より約1割の増加となっている。
- ④配偶者がいない方は1割未満となっている。
- ⑤子育てを主に行なっている方は、父母ともにが半数を超えているが、それに次ぐ主に母親も半数に迫っており、子育て負担の偏りが懸念される。

子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます

問7 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。お子さんからみた関係であてはまる番号すべてに○をつけてください。（複数回答）

「父母ともに」が66.0%と最も高く、次いで「保育所」（53.5%）、「祖父母」（39.3%）となっている。

問8 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境すべてに○をつけてください。（複数回答）

「家庭」が95.6%と最も高く、次いで「保育所」（58.2%）、「地域」（20.1%）となっている。

問9 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。（複数回答）

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が62.0%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」（36.4%）となっている。

問9-1 問9で「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」または「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」に○をつけた方にうかがいます。祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。（複数回答）

「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が49.7%と最も高く、次いで「祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」（29.5%）、「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」（28.2%）となっている。

問9-2 問9で「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」または「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」に○をつけた方にうかがいます。友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(複数回答)

「友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が51.7%と最も高く、次いで「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」(25.0%)、「友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である」(16.7%)となっている。

問10 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「いる/ある」が86.4%と高い。

問10-1 問10で「いる/ある」に○をつけた方にうかがいます。相談先としてあてはまる番号すべてに○をつけてください。(複数回答)

「祖父母等の親族」が84.9%と最も高く、次いで「友人や知人」(73.2%)、「保育士」(43.8%)となっている。

問7~10 特徴等

- ①子育てに日常的に関わっている方(施設)は、父母ともによく多いが、保育所等の保育施設の回答も多い。
- ②子育てへは家庭の影響が大きいと考えられるほか、保育所などの日常的に関わりのあるものも影響度は高いと考えられる。
- ③親族に子どもをみてもらえる方が多い一方、時間的や精神的な面で負担をかけていることに心苦しく感じている方も見受けられる。
- ④親族に比べ、友人・知人に子どもをみてもらえる方は少ない。
- ⑤ほとんどの方が子育てについて相談先がいる/あるとしている。相談先としては親族、友人・知人が多く、日頃から付き合いのある方が相談先となっていると思われる。

宛名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます

問12 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をうかがいます。

(1) 母親 【父子家庭の場合は記入は不要です】 あてはまる番号1つに○をつけてください。

「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労している」が39.0%と最も高く、次いで「フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労し

ている」(28.6%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(20.0%)となっている。

- (1) - 2 週あたりの「就労日数」、1日あたりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

週5日就労している人が最も多く74.9%となっている。その中でも1日あたりの就労時間は5～8時間が多い。

- (1) - 3 家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

7～8時台に出発する人が8割を超えている。帰宅時間は16時～18時台が7割を越えている。

- (2) 父親【母子家庭の場合は記入は不要です】 あてはまる番号1つに○をつけてください。

「フルタイムで就労している」人が9割を超えている。

- (2) - 2 週あたりの「就労日数」、1日あたりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

週5日就労しているという回答が61.0%と最も高く、次点の6日(32.5%)と合わせて、9割を超える。就労時間は8～10時間が多い。

- (2) - 3 家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

6～8時台の出発が多く、8割を超える。帰宅時間は18～19時台で5割程度、17～21時台までで8割強である。

問13 問12の(1)または(2)で「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労している」「パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」に○をつけた方にうかがいます。フルタイムへの転換希望はありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

母親は、フルタイムへの転換希望がある者が4割近い。

問14 問12の(1)または(2)で「以前は就労していたが、現在は就労していない」または「これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。就労したいという希望はありますか。あてはまる番号・記号それぞれ1つに○をつけ、該当する□内には数字をご記入ください。(複数回答)

母親の就労の復帰希望者は8割以上である。

子どもの成長しだいで就労したいと答えた方では、3歳が39.4%と最も高く、4歳までで7割を超える。

週3～5日程度のパートタイム・アルバイト等への復帰希望が多い。

問12～14 特徴等

- ①母親はパート・アルバイト等での就労が多く、父親はほとんどがフルタイムでの就労となっている。
- ②パート・アルバイト等で就労中の母親は、継続を望む方が多い。フルタイムへの転換を希望する方も一定数いるが、多くが実現の見込みがない。
- ③非就労の母親は、子どもの成長に応じて就労する希望のある方が多い。また、就労の形態としては、パート・アルバイト等が多い。

宛名のお子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況についてうかがいます

問15 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「定期的な教育・保育の事業」を利用していると答えた方は8割近くである。

問15-1 問15で「利用している」に○をつけた方にうかがいます。宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(複数回答)

「認可保育所」の利用が7割超と飛び抜けて高く、次いで「認定子ども園」(17.3%)、「幼稚園」(9.2%)となっている。

問15-2 平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。1週あたり何日、1日あたり何時間(何時から何時まで)かを、具体的な数字でご記入ください。

週5日の利用が9割を超え、利用時間は7・8時間が多い。
利用希望でも5日の回答が多く、6日の回答が現状よりも40件近く多くなっている。

問15-3 現在、利用している教育・保育事業の実施場所について、いずれかに○をつけてください。

市内での利用が9割を超えている。

問15-4 平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。(複数回答)

「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」が84.9%と最も高く、次いで「子どもの教育や発達のため」(65.5%)となっている。

問15-5 問15で「利用していない」に○をつけた方にうかがいます。利用していない理由は何ですか。理由としてもっともあてはまる番号すべてに○をつけてください。該当する□内には数字を記入してください。(複数回答)

「子どもがまだ小さいため●●歳くらいになったら利用しようと考えている」が65.5%と最も高く、次いで「利用する必要がない」(47.3%)となっている。
子どもの年齢では、「3歳」が50.0%と最も高く、次いで「1歳」(25.8%)、「2歳」(15.9%)となっている。

問15-6 幼稚園を利用されていて、かつ、問15-4で「子育てをしている方が現在就労している」に○を付けた方にうかがいます。

「現在、幼稚園においてほぼ毎日預かり保育を利用している」が25件(45.5%)、「現在、特に利用している保育事業等はない」が24件(43.6%)でほぼ同数となっている。
幼稚園の利用日数は「5日」が72.0%と最も高い。利用時間は1～3時間が合計48.0%、7～9時間が合計44.0%となっている。

問16 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。あてはまる番号すべてに○をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。(複数回答)

「認可保育所」が68.2%と最も高く、次いで「認定こども園」(26.5%)、「幼稚園」(21.1%)となっている。

問16-1 教育・保育事業を利用したい場所についてうかがいます。いずれかに○をつけてください。

市内での利用希望が9割を超えている。

問16-2 問16で「幼稚園（通常の就園時間の利用）または「幼稚園の預かり保育」に○をつけ、かつそれ以外にも○をつけた方にうかがいます。特に幼稚園（幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む）の利用を強く希望しますか。あてはまる番号に○をつけてください。

「いいえ」が50.0%、「はい」が41.5%となっている。

問15～16 特徴等

- ①定期的な教育・保育事業は8割近い方が利用している。
- ②認可保育所の利用が多く、認定子ども園が続いている。
- ③前回調査時から、幼稚園が大幅に下がり、その分、認定子ども園が増加している。
- ④週5日、8時間の利用が多い。希望についても同様だが、6日の利用希望も多くなっている。
- ⑤利用場所はほとんどが市内である。利用場所の希望も市内が多くなっている。
- ⑥利用理由の多くが子育てをしている者の就労であり、次いで子どもの教育や発達が多い。
- ⑦利用していない方の中には、子どもが小さいため将来的には利用希望がある方が多いが、利用する必要がないと考えている方も多い。
- ⑧幼稚園を利用している方では、預かり保育を利用している方と、預かり保育及びそれに類する保育事業を利用していない方とは、ほぼ同数である。
- ⑨事業の利用希望では、現在の利用状況と同じような割合構成となっているが、幼稚園及び幼稚園の預かり保育の割合が高くなっている。
- ⑩幼稚園に加えそれ以外の事業の利用の希望もある方では、特に幼稚園の利用を強く希望するかについて、いいえが僅差で、はいを上回っている。

宛名のお子さんの地域の子育て支援事業の利用状況についてうかがいます

問17 宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「子育て支援センター」「地域子育て広場」等）を利用していますか。次の中から、利用されているものすべてに○をつけてください。また、おおよその利用回数（頻度）を□内にご記入ください。（複数回答）

「利用していない」が79.9%であり、「子育て支援センター・児童センター」の利用は15.7%である。

「子育て支援センター・児童センター」の週あたり利用回数は「1回」が24.2%と最も高く、月あたりの利用時間は「2時間」が22.9%と最も高かった。

その他自治体で実施している類似の事業は、開催されれば毎回参加するという回答が半数を超え、年間での参加回数は「1回」が20.0%と最も高かった。

利用していない理由では、「必要ない」が34.4%と最も高く、次いで「その他」(33.2%)、「行くのがめんどろ」(23.7%)となった。

問18 問17のような地域子育て支援拠点事業の今後の利用についてうかがいます。
あてはまる番号1つに○をつけて、おおよその利用回数（頻度）を□内に数字で
ご記入ください。

「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が64.2%と最も高く、
次いで「利用していないが、今後利用したい」(22.6%)、「すでに利用しているが、今
後利用日数を増やしたい」(6.8%)となっている。

新たに利用を開始したい者では、週あたりの利用回数は「1回」が20.9%と最も高
く、月あたりの利用回数も「1回」が46.4%と最も高かった。

すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたいものは、週あたりの利用増加回
数は、「1回」が33.3%と最も高く、月あたりも「1回」が19.7%と最も高かった。

新たな利用や利用日数の増加をする気のない理由は、「必要ない」が30.6%と最も
高く、次いで「その他」(24.2%)、「行くのがめんどろ」(22.4%)となっている。

問19 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、
利用したいと思うものをお答えください。①～⑬の事業ごとに、A～Cのそれぞ
れについて、「はい」「いいえ」のいずれかに○をつけてください。

「知っている」の回答は、「⑦ 保育所や幼稚園の園庭等の開放」が85.5%と最も高
く、次いで「② 保健センターの情報・相談事業」(80.7%)、「⑧ 須坂市子育てガイド
S*kids」(73.3%)となっている。

「知らない」の回答は、「⑩ 子ども課メルマガ」が78.1%と最も高く、次いで「⑨
(HP内) 子育てナビ」(73.5%)、「⑤ 教育相談室」(70.2%)となっている。

「利用したことがある」の回答は、「⑦ 保育所や幼稚園の園庭等の開放」が51.3%
と最も高く、次いで「⑧ 須坂市子育てガイドS*kids」(44.9%)、「② 保健センター
の情報・相談事業」(38.4%)となっている。

「利用したことがない」の回答は、「⑤ 教育相談室」が86.6%と最も高く、次いで
「⑨ (HP内) 子育てナビ」(82.4%)、「⑫ 須坂市子育て応援アプリ『すまいるナビ』」
(80.9%)となっている。

「今後利用したい」の回答は、「⑪ 保育園給食レシピ集」が63.6%と最も高く、次
いで「⑧ 須坂市子育てガイドS*kids」(54.2%)、「③ 家庭教育・子育てに関する学
級・講座・セミナー」(45.5%)となっている。

「今後利用しない」の回答は、「① 母親(父親)学級、両親学級、育児学級」が59.1%
と最も高く、次いで「⑩ 子ども課メルマガ」(58.2%)、「⑤ 教育相談室」(53.3%)
となっている。

問17～19 特徴等

- ①子育て支援事業は利用していない方が多く、利用する場合は子育て支援センター等の施設利用が多い。
- ②利用していない理由としては、必要ないという意見が多いが、その他として、風邪や病気が心配で春から利用したいといった意見があるなど、季節特性が出ている部分も見受けられる。
- ③新たな利用や利用増までは考えない方が多い一方、利用していないが今後利用したいという方も見られる。
- ④園庭等の開放、保健センターの情報・相談、子育てガイドブックといった事業の認知度が高い状況である。
- ⑤利用経験についても、認知度とほぼ同様な傾向が見られる。
- ⑥利用意向では、保育園レシピ集が最も多く、認知や経験の割合が低くとも、興味や関心を得ている様子が見える。

宛名のお子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望についてうかがいます

問20 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。希望がある場合は、利用したい時間帯を、ご記入ください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。※親族・知人による定期的な預かりは含みません。

(1) 土曜日

「利用する必要はない」が68.3%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」(22.0%)となっている。
開始時間は「8時」(54.2%)が最も多く、終了時間は「16時」(29.7%)が最も多い。

(2) 日曜・祝日

「利用する必要はない」が85.7%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用したい」(12.0%)となっている。
開始時間は「8時」(46.9%)が最も多く、終了時間は「16時」(30.5%)が最も多い。

問20-1 問20の(1)もしくは(2)で、「月に1～2回は利用したい」に○をつけた方にうかがいます。毎週ではなく、たまに利用したい理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(複数回答)

「月に数回仕事が入るため」が73.0%と最も高く、次いで「平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため」(25.0%)、「息抜きのため」(12.1%)となっている。

問 2 1 「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。宛名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。希望がある場合は、利用したい時間帯を、ご記入ください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

「利用する必要はない」が 35.4%と最も高く、次いで「ほぼ毎日利用したい」(30.4%)、「週に数日利用したい」(24.1%)となっている。

希望の利用開始時間は、「8時」(36.7%)が最も多く、終了時間は「16時」(17.7%)が最も多い。

問 2 1-1 問 21 で、「週に数日利用したい」に○をつけた方にうかがいます。毎日ではなく、たまに利用したい理由はなんですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(複数回答)

「月に数回仕事が入るため」が 42.1%と最も高く、次いで「その他」(31.6%)、「買い物等の用事をまとめて済ませるため」(10.5%)、「親等親族の介護や手伝いが必要なため」(10.5%)となっている。

問 2 0～2 1 特徴等

- ①土日・祝日ともに、定期的な保育事業の利用の必要性を感じない方が多い。
- ②たまに利用したい理由としては、仕事が入ることや、平日に済ませられない用事を済ませたい場合などが多い。
- ③幼稚園利用者の長期休暇中の保育事業の利用希望については、必要ないが最も多いが、ほぼ毎日、週に数日といった利用希望もほぼ同量の回答がある。
- ④長期休暇中にたまに利用したい理由も、仕事が入ることが主な理由である。

宛名のお子さんの病気の際の対応についてうかがいます (平日の教育・保育を利用する方のみ)

問 2 2 平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方(問 15 で「利用している」に○をつけた方)にうかがいます。(利用していらっしゃらない方は、問 2 3にお進みください。)この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。

「あった」が 81.0%、「なかった」が 15.6%となっている。

問 2 2-1 宛名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法としてあてはまる記号すべてに○をつけ、それぞれの日数も□内にご記入ください(半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください。)(複数回答)

「母親が休んだ」が 83.0%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」(48.4%)、「父親が休んだ」(23.3%)となっている。

どの対処法においても「1～5日」の回答が多い。

問22-2 問22-1で「父親が休んだ」「母親が休んだ」のいずれかに回答した方にうかがいます。その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。あてはまる番号1つに○をつけ、日数についても□内に数字でご記入ください。なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

「利用したいとは思わない」が65.8%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が33.4%となっている。

利用したい日数は、「1～5日」が57.4%と最も高い。

問22-3 問22-2で「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」に○をつけた方にうかがいます。上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(複数回答)

「小児科等医療機関に併設した施設で子どもを保育する事業」が71.6%と最も高く、次いで「他の施設(例：幼稚園・保育所等)に併設した施設で子どもを保育する事業」(65.3%)となっている。

問22-4 問22-2で「利用したいとは思わない」に○をつけた方にうかがいます。そう思われる理由についてあてはまる番号すべてに○をつけてください。(複数回答)

「子どもが病気の際は子どもを安心させるため家庭(又は親族)で看たい」が85.0%と最も高く、次いで「親が仕事を休んで対応する」(40.1%)、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」(33.7%)となっている。

問22-5 問22-1で「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」から「その他」のいずれかに回答した方にうかがいます。その際、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。あてはまる番号1つに○をつけ、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」から「その他」の日数のうち仕事を休んで見たかった日数についても数字でご記入ください。

「できれば仕事を休んで看たい」が52.7%、「休んで看ることは非常に難しい」が28.2%となっている。

日数は「1～5日」が60.4%と最も高くなっている。

問22-6 問22-5で「休んで見ることは非常に難しい」に○をつけた方にうかがいます。そう思われる理由についてあてはまる番号すべてに○をつけてください。(複数回答)

「その他」が57.4%と最も高く、次いで「子どもの看護を理由に休みがとれない」(36.1%)、「休暇日数が足りないので休めない」(19.4%)となっている。

問22 特徴等

- ①ほとんどの方が、病気等で利用できなかった経験をしている。
- ②対処方法としては、母親が休んだ割合が多く、父親が休んだ割合の約3.5倍となっている。
- ③親が休んだ場合でも病児・病後児のための保育施設等を利用したいとは思わない方が多い。
- ④利用したいと思わない理由としては、病気の子どもは家庭で看たいためという方が多く、できれば仕事を休んで看たいという回答も多くなっている。

宛名のお子さんの不規則の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用についてうかがいます

問23 宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不規則の就労等の目的で不規則に利用している事業はありますか。ある場合は、あてはまる番号すべてに○をつけ、1年間の利用日数(おおよそ)も□内に数字でご記入ください。(複数回答)

「利用していない」が90.1%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」(4.0%)、「一時預かり」(2.2%)となっている。
いずれの事業の利用日数も、「1～5日」が最も多い。

問23-1 問23で「利用していない」と回答した方にうかがいます。現在利用していない理由は何ですか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(複数回答)

「特に利用する必要がない」が79.7%と最も高く、次いで「利用料がかかる・高い」(15.6%)、「事業の利用方法(手続き等)がわからない」(15.5%)となっている。

問24 宛名のお子さんについて、私用、親の通院、不規則の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用する必要があると思いますか。利用希望の有無についてあてはまる番号・記号すべてに○をつけ、必要な日数をご記入ください(利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を□内に数字でご記入ください。)。※なお事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

「利用する必要はない」が64.0%、「利用したい」が27.8%となっている。
利用目的は「冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等」が60.1%

と最も高く、次いで「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」（57.2%）、「不定期の就労」（33.6%）となっている。

日数はいずれの目的でも「1～5日」が最も多く、次いで「6～10日」となっている。

問24-1 問24で「利用したい」に○をつけた方にうかがいます。問24の目的でお子さんを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。あてはまる番号すべてに○をつけてください。（複数回答）

「大規模施設で子どもを保育する事業（例：幼稚園・保育所等）」が74.5%と最も高く、次いで「小規模施設で子どもを保育する事業（例：地域子育て支援拠点等）」（45.8%）、「地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業（例：ファミリー・サポート・センター等）」（21.8%）となっている。

問25 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。あった場合は、この1年間の対処方法としてあてはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も□内に数字でご記入ください。

「なかった」が81.1%、「あった」が14.4%となっている。

対処方法は、「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」が90.0%と最も高く、次いで「仕方なく子どもを同行させた」（10.7%）となっている。

日数は、いずれの対処方法でも「1～5日」が最も多くなっている。

問25-1 問25で「あった」「（同居者を含む）親族・知人にみてもらった」と答えた方にうかがいます。その場合の困難度はどの程度でしたか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「特に困難ではない」が54.8%と最も高く、次いで「どちらかという困難」（36.5%）となっている。

問23-25 特徴等

①ほとんどの方は不定期的に利用している事業はないとしている。

②利用しない理由としては、必要ではないためが多いが、利用料が高いことや手続きが不明であることをあげている方もいる。

③今後の利用意向についても、必要がないという回答は多いが、一部、利用したいという方もいる。

④利用したい方の理由としては、冠婚葬祭や親の通院等が多いが、リフレッシュ目的もほぼ同数挙がっている。

⑤望ましい利用形態としては幼稚園・保育所等の大規模施設が多い。

- ⑥家族以外に泊りがけでみてもらわなければならない事態にはほとんどの人がなっていない。
- ⑦そういった際に親族や友人等にみてもらった方では、頼むことは特に困難ではないという回答が多い。

宛名のお子さんが5歳以上である方に、小学校就学後の放課後の過ごし方についてうかがいます

問26 宛名のお子さんについて、小学校低学年等（1～4年生）のうちは、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週あたり日数をご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合には、利用を希望する時間も□内にご記入ください。（複数回答）

「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が51.1%と最も高く、次いで「自宅」（45.3%）、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（27.4%）となっている。

日数は、「自宅」、「児童センター」、「放課後児童クラブ」では「5日」が最も多かった。「知人宅」では「1日」と「5日」が同数で最も多くなっており、「習い事」では「1日」が最も多く、「その他」では「2日」が最も多かった。

放課後児童クラブの利用終了時間は「18時」が36.6%と最も高かった。

問27 宛名のお子さんについて、小学校高学年（5～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。あてはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの週あたり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合には利用を希望する時間も□内にご記入ください。（複数回答）

「自宅」が67.9%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」（38.3%）、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」（22.6%）、となっている。

日数は、「自宅」、「放課後児童クラブ」では「5日」が最も多かった。「知人宅」では「1日」が最も多くなっており、「習い事」、「児童センター」、「その他」では「2日」が最も多かった。

放課後児童クラブの利用終了時間は「18時」が51.9%と最も高かった。

問28 問26または問27で「放課後児童クラブ（学童保育）」に○をつけた方にうかがいます。宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。（1）（2）それぞれについて、あてはまる番号1つに○をつけてください。また利用したい時間帯を、□内にご記入ください。事業の利用には、一定の利用料がかかります。

（1） 土曜日

「利用する必要はない」が62.1%と最も高く、次いで「低学年等（1～4年生）の

間は利用したい」(19.5%)、「高学年(5～6年生)になっても利用したい」(10.0%)となっている。

開始時間は「8時」が48.3%で最も高く、終了時間は「17時」が36.2%で最も高かった。

(2) 日曜・祝日

「利用する必要はない」が80.5%と最も高く、次いで「低学年等(1～4年生)の間は利用したい」と「高学年(5～6年生)になっても利用したい」が4.7%で同数となっている。

開始時間は「8時」が52.6%で最も高く、終了時間は「17時」が36.8%で最も高かった。

問29 宛名のお子さんについて、お子さんの夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望はありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。また利用したい時間帯を、□内にご記入ください。事業の利用には、一定の利用料がかかります。

「低学年等(1～4年生)の間は利用したい」が38.0%と最も高く、次いで「利用する必要はない」(25.7%)、「高学年(5～6年生)になっても利用したい」(21.8%)となっている。

開始時間は「8時」が58.3%で最も高く、終了時間は「17時」が30.7%で最も高かった。

問26-29 特徴等

①低学年のうち放課後児童クラブで過ごさせたいという方が多く、自宅もほぼ同割合である。

②放課後児童クラブと自宅ともに、利用日数は5日が最も多くなっている。

③高学年では自宅が最も多く、次いで習い事となっている。

④土日・祝日ともに放課後児童クラブは利用する必要性を感じない方が多いが、土曜日の方が日曜・祝日に比べやや高い利用意向となっている。

⑤長期休暇中では、低学年時の利用意向は5割を超える。

育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度についてうかがいます

問30 宛名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについて、あてはまる番号1つに○をつけてください。また、取得していない方はその理由をご記入ください。

(1) 母親

「働いていなかった」が43.3%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」(39.1%)、「取得していない」(15.5%)となっている。

理由は、「子育てや家事に専念するため退職した」が 35.8%と最も高く、次いで「その他」(22.5%)、「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」(19.9%)となっている。

(2) 父親

「取得していない」が 86.7%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」(2.6%)、「働いていなかった」(0.9%)となっている。

理由は、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が 32.8%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」(32.3%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(29.5%)となっている。

問30-1 子どもが原則1歳(保育所における保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は1歳6ヵ月)になるまで育児休業給付が支給される仕組み、子どもが満3歳になるまでの育児休業等(法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置)期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがありますが、そのことをご存じでしたか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が 34.7%と最も高く、次いで「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」(30.7%)、「育児休業給付のみ知っていた」(29.4%)となっている。

問30-2 問30で「取得した(取得中である)」と回答した方にうかがいます。育児休業取得後、職場に復帰しましたか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

母親は「育児休業取得後、職場に復帰した」が 72.5%と最も高く、次いで「現在も育児休業中である」(18.1%)、「育児休業中に離職した」(6.5%)となっている。

父親は、「育児休業取得後、職場に復帰した」が 56.0%と最も高く、次いで「現在も育児休業中である」(16.0%)となっている。

問30-3 問30-2で「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

母親は「それ以外だった」が 68.5%、「年度初めの入所に合わせたタイミングだった」が 30.1%となっている。

父親は、「それ以外だった」が 56.0%、「年度初めの入所に合わせたタイミングだった」が 16.0%となっている。

問30-4 問30-2で「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。□内にご記入ください。

(1) 母親

実際は「1歳0ヶ月」が45.8%と最も高くなっている。
希望は「1歳0ヶ月」が32.1%と最も高く、次いで「3歳0ヶ月」(17.0%)、「1歳6ヶ月」(14.8%)となっている。

(2) 父親

実際は「0歳1ヶ月」が21.4%と最も高く、次いで「0歳0ヶ月」(14.3%)となっている。
希望は「0歳1ヶ月」が28.6%と最も高くなっている。

問30-5 問30-2で「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。お勤め先に育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。□内で数字でご記入ください。

母親は「3歳0ヶ月」が40.1%と最も高く、次いで「2歳0ヶ月」(15.2%)、「1歳0ヶ月」(14.1%)となっている。

問30-6 問30-4で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。希望の時期に職場復帰しなかった理由についてうかがいます。あてはまる番号すべてに○をつけてください。(複数回答)

(1) 「希望」より早く復帰した方

母親は「経済的な理由で早く復帰する必要があった」が31.1%と最も高く、次いで「その他」(28.7%)、「希望する保育所に入るため」(23.4%)、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」(23.4%)となっている。

(2) 「希望」より遅く復帰した方

母親は「希望する保育所に入るため」が23.8%と最も高く、次いで「その他」(19.0%)、「人事異動や業務の節目の時期に合わせるため」(14.3%)となっている。

問30-7 問30-2で「育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

母親は「利用した」が52.9%と最も高く、次いで「利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)」(25.4%)、「利用する必要がなかった」(19.9%)となって

いる。

父親は「利用する必要がなかった」が57.1%と最も高くなっている。

問30-8 問30-7で「利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)」と回答した方にうかがいます。短時間勤務制度を利用しなかった(利用できなかった)理由は何ですか。あてはまる理由をすべてに○をつけてください。(複数回答)

母親は「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が55.7%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」(34.3%)、「短時間勤務にすると給与が減額される」(32.9%)となっている。

問30-9 問30-2で「現在も育児休業中である」と回答した方にうかがいます。宛名のお子さんが1歳になったときに必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰しますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

母親は「1歳になるまで育児休業を取得したい」が92.8%、「1歳になる前に復帰したい」が4.3%となっている。

問31 お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度についてあてはまる番号1つに○をつけてください。(満足度が低い: 1 ⇔ 5: 満足度が高い)

「3」が23.0%と最も多く、次いで「4」(9.2%)、「2」(7.5%)となっている。

問30～31 特徴等

- ①母親は、宛名の子どもが産まれた際には働いていなかった方が多いが、育児休暇を取得した方も同程度いる。
- ②前回調査時と比べると、働いていなかった方は1割減り、取得した方は1割増えている。
- ③母親が育児休業を取得しなかった理由としては、退職したが最も多く、次いで制度がなかったが挙げられている。
- ④父親は、ほとんどが育児休業を取得していない。
- ⑤理由としては、利用する必要がなかった、仕事が忙しかった、取得しにくい雰囲気があった等、多様な理由が挙げられている。
- ⑥給付や免除については、どちらも知らない方と、片方しか知らない方とで6割になるため、適切な周知が必要だと思われる。
- ⑦育児休業後にはほとんどの方が職場に復帰している。
- ⑧復帰の時期は、年度初め以外が多い。
- ⑨母親が、希望より早く復帰した理由は、経済的なものが多いが、どの回答も同程度の回答数となっている。

⑩時短勤務について母親は、利用した方が5割を超えた。前回調査時と比べ、利用した方の割合が1割増加し、利用しなかったが利用できなかった方の割合は1割減少した。

⑪母親が時短勤務を利用しなかった理由としては、職場に取りにくい雰囲気があったが多く、仕事の忙しさや、給与が減額されることを挙げて入る方もいる。

⑫現在も育児休業中の方は、1歳のときに必ず利用できる事業があれば、ほとんどの方が1歳になるまで育児休業を取得したいとしている。

⑬現在の子育て支援への満足度は3が多くなっているが、無回答者が前回同様に多すぎるため、設問位置の見直し等をすべきである。

すべての方に、あなたの子育てについてうかがいます子育てに係る一般的な質問です

問32 宛名のお子さんの下記の項目について、ご記入ください。

1 起床・就寝時間について

起床時間は「6時台」(48.4%)、「7時台」(44.8%)が多く、次いで「8時台」(3.7%)となっている。

就寝時間は「21時台」(63.9%)が多く、次いで「20時台」(18.9%)、「22時台」(13.2%)となっている。

2 食事は3食きちんと食べていますか？

「はい」が9割を超えている。

3 食べ物の好き嫌いがありますか？

「あまりない」が71.7%、「好き嫌いが多い」が23.4%となっている。

4 テレビ（ビデオ等含む）は1日何時間位見ますか？

「2時間以内」が62.5%と最も高く、次いで「3～5時間」(28.0%)となっている。

5 スマートフォンやタブレット、ゲーム機を使って、1日どれくらい遊びますか？

「遊んでいない」が52.1%と最も高く、次いで「1時間以内」(35.3%)となっている。

6 絵本は好きですか？

「好き」が86.4%と最も高く、次いで「あまり好きではない」(6.2%)、「わからない」(5.5%)となっている。

7 絵本を読んであげますか？

「週2～3回」が45.9%と最も高く、次いで「毎日」(30.5%)、「ほとんど読まない」(21.8%)となっている。

問33 あなたにとって子育ては楽しいと感じることが多いと思いますか。それともつらいと感じることが多いと思いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

「楽しいと感じることの方が多い」が64.7%と最も高く、次いで「楽しい・つらいと感じることが同じくらい」(29.7%)となっている。

問34 子育てがつらい時、つい、子どもをたたいたことや、ひどい言葉を投げかけてしまったことがありますか。該当するものすべてに○をつけてください。(複数回答)

「子どもにひどい言葉を投げかけたことがある。」が50.3%と最も高く、次いで「たたいた、ひどい言葉を投げかけた後に後悔する。」(47.1%)、「たたく、つねるなど子どもの体にイライラ等をぶつけたことがある。」(22.0%)となっている。

問35 問33で「楽しいと感じることの方が多い」と回答した方は、子育てをする中でどのような支援・対策が有効と感じますか。

また、「楽しい・つらいと感じることが同じくらい」「つらいと感じることの方が多い」と回答された方は、自分にとって子育てのつらさを解消するために必要なことは何ですか。以下の解答欄の中からあてはまるもの3つを選び、上位から1～3の番号をつけてください。

(1) 「楽しいと感じることの方が多い」と回答した方

1位では、「仕事と家庭生活の両立ができる環境」が31.2%と最も高く、次いで「地域における子育て支援の充実」(13.5%)、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」(12.9%)となっている。

2位では、「仕事と家庭生活の両立ができる環境」が16.3%と最も高く、次いで「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」(16.1%)、「保育サービスの充実」(15.5%)となっている。

3位では、「地域における子育て支援の充実」が16.0%と最も高く、次いで「仕事と家庭生活の両立ができる環境」(14.4%)、「保育サービスの充実」(12.2%)となっている。

(2) 楽しい・つらいと感じることが同じくらい」「つらいと感じることの方が多い」と回答した方

1位では、「仕事と家庭生活の両立ができる環境」が41.3%と最も高く、次いで「保育サービスの充実」(14.7%)、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」(9.1%)

となっている。

2位では、「仕事と家庭生活の両立ができる環境」が18.9%と最も高く、次いで「保育サービスの充実」(16.4%)、「地域における子育て支援の充実」(15.5%)となっている。

3位では、「地域における子育て支援の充実」が18.6%と最も高く、次いで「子育て支援のネットワークづくり」(14.2%)、「保育サービスの充実」(13.7%)となっている。

問36 あなたの生活の中で、「仕事」と「家事(育児)」、「プライベート」の時間の優先度についてうかがいます。「理想」と「現実」それぞれについて、あてはまる番号を1つ選んで○をつけてください。

理想では、「家事(育児)を優先」が69.0%と最も高く、次いで「プライベートを優先」(12.5%)、「仕事を優先」(4.6%)、「その他」(2.9%)となっている。

現実では、「家事(育児)を優先」が54.2%と最も高く、次いで「仕事を優先」(34.5%)、「その他」(1.6%)、「プライベートを優先」(1.5%)となっている。

問32～36 特徴等

- ①6～7時台の起床、21時台の就寝が多い。
- ②ほとんどの子どもが3食きちんと食べている。
- ③食べ物の好き嫌いは、あまりないが多い。
- ④テレビの視聴時間は2時間以内が多いが、つけっぱなしにしているため、子どもが視聴している時間は把握できないという意見も目立った。
- ⑤スマートフォンやタブレット、ゲーム機の使用時間は、遊んでいないが最も多い。
- ⑥絵本が好きな子どもがほとんどで、週2～3回読み聞かせる場合が多い。
- ⑦子育てに楽しさを感じる方が多い一方、楽しさとつらさを同じくらい感じるという方も3割近くいる。
- ⑧子どもをたたいたり、ひどい言葉を投げかけてしまった際に後悔している方が、半数近くいる。
- ⑨子育てを楽しいと感じる方が必要だと思う支援等は、仕事と家庭生活の両立ができる環境が多く挙げられている。
- ⑩子育ての楽しさつらさが同程度及びつらい方が多いと回答した方がつらさを解消するために必要だと思うことも、仕事と家庭生活の両立ができる環境が多い。また、地域での支援等も多く挙げられ、人的、物的な周辺環境の支援が求められている傾向がある。
- ⑪生活の中の優先度では、理想も現実も家事の割合が高い。異なる点としては、理想ではプライベートが高いのに対し、現実では仕事が高くなっている。

(3) 自由意見 記述回答集計（複数回答あり）

問 11 子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。

問 37 子どもを産み・育てやすい、また子どもたちがのびのびと安心して住めるまちづくりを進めていくためのご提案・ご要望。

1. 公共施設関連

(1) 公園

- ア. 臥龍公園のような大規模なものではなく、小規模なものを新設してほしい（意見多数）
- イ. 全般に遊具が古く、危険。リニューアルが必要
- ウ. 小布施町のハイウェイオアシスや長野市の施設を利用する機会が多い

(2) 子育て支援センター（中央児童館）

- ア. 施設が老朽化しており、リニューアルが必要（意見多数）
- イ. 駐車場が狭く、利用しにくい（意見多数）
- ウ. 小学生など大きな子供も一緒に危険。スペースを分けるなど運用方法の見直しが必要
- エ. 冬は寒く、感染症リスクも高く利用を控えている（アンケート時期による回答のためと思われる）

(3) 屋内施設の整備

- ア. 冬季や雨天時などに利用できる施設を整備してほしい（意見多数）
- イ. 子供の遊び場が少なく、室内施設を充実して欲しい
- ウ. 土日・休日など1日家族で過ごせる場所が無く、長野市など市外に出て行くことが多い

2. 生活基盤関連

(1) 商業施設

- ア. 子供服・用品を扱う店が少なく、長野市や中野市に買い物に出かけている。具体的に西松屋のような店の誘致を希望する声もあった
- イ. 大型のショッピングセンター（モール）が欲しい
- ウ. 子供連れで出かけられる商業施設、飲食店が増えて欲しい

(2) 道路関連

- ア. 通学路に歩道・ガードレールの無い個所が多い（意見多数）
- イ. 道路が全般に狭く、ガタガタの個所が目立つ
- ウ. 交通量が多い道路で、横断歩道や信号機が設置されていないところがある

(3) その他

- ア. 街灯が少なく、夜道は危険な個所が多い
- イ. 不審者対策、防犯面の強化に取り組んでほしい（見守りサービスの導入等）
- ウ. 防犯カメラの設置など犯罪防止に向けた整備が課題

3. 医療関係

(1) 小児科（含む産婦人科）

- ア. 須坂市内には小児科が1つしか無く、何とかして欲しい（意見多数）
- イ. いつも混雑しており、時間がかかるため仕事に支障が出る
- ウ. 長野市など周辺の施設を利用することが多い

(2) 健診

- ア. 健診時間を午前中に見直して欲しい（午後は子供が寝る事が多いから）
- イ. 保健センターを増やし、健診時間の短縮化をお願いしたい
- ウ. インフルエンザの予防接種の補助拡充を検討して欲しい（時期的なものと思料）

4. 子育て支援関連

(1) 保育料等

- ア. 保育料が高いため、料金引下げ、無償化の声が多い
- イ. 出産祝い金の拡充を望む声が多い
- ウ. 第3子以降の教育無償化

(2) 受入体制等

- ア. 子供を産んでも保育園入園が厳しくなるのは納得できない。スムーズに入園できるよう保育士を増やして欲しい
- イ. 保育士の待遇改善とともに、保育士を増やすよう努力して欲しい
- ウ. 第一希望の保育園に入園可能となるようにして欲しい
- エ. 未満児受入数を増枠して欲しい（待機未満児の減少）
- オ. 保育時間の延長に取り組むべき（朝・夕方）

(3) 病児保育、病後児保育

- ア. 手続きが面倒、簡素化を求める声が多い
- イ. 緊急時、急な病気の際に面倒を見てもらえるサービスの拡大を希望する声は多い

(4) その他

- ア. 一時保育の使い勝手が悪い、手続きが面倒
- イ. お盆、正月、夏休みなどに預かってもらえるようにして欲しい
- ウ. 母親に負担がかかり過ぎ。父親が子育てに協力できるよう「父親学級」を義務化すべき

5. その他

(1) アンケート調査

- ア. 記入項目が多く、複雑で回答するのに時間がかかる
- イ. 回答してもフィードバックが無い。何も変わらず、アンケートに回答する意味が無い
- ウ. 今回のアンケートにより行政サービスの内容が把握できて良かった

問 32-1 起床が7時過ぎになる場合、就寝が22時過ぎになる場合の理由を教えてください。

[起床]

- なかなか起きない。起こしても起きない。(52人)
- 就寝が遅い(36人)
- 自分で起きるのを待つ。起こさない。(19人)
- 夜泣きや夜の授乳で夜中何度も起きている(15人)
- 保育園や幼稚園の登園時間に合わせている(15人)
- きょうだいの支度や世話をしてから起こす(14人)
- 違う時間ですでに生活のリズムができている(10人)
- 家事や自分の支度をしてから起こす(9人)
- 寒い。冬の起床時間は夏より遅くしている(7人)
- 親の起床時間に合わせている(6人)
- 親の都合(6人)
- まだ幼く生活のリズムができていない(5人)
- 長く寝かせてあげたい。かわいそう。(5人)
- 休日は起床時間が遅い(3人)
- 二度寝してしまう(3人)
- 体調不良の時(2人)
- 理由なし(2人)
- カーテンを開けない
- これから早くしていきたい

[就寝]

- なかなか寝ない(15人)
- 家事をしていて遅くなってしまう(15人)
- きょうだい早く寝ない(13人)
- 昼寝をする(8人)
- テレビやゲームで遊んでいる(7人)
- 入浴が遅い(7人)
- 夕食が遅い(6人)
- 仕事で遅くなる(6人)
- きょうだいの習い事や宿題で遅くなる(6人)
- 親に合わせている(6人)
- 親の帰りが遅い。両親が二人帰るまで待っている。(6人)
- 親の都合(5人)
- 帰りが遅い(3人)
- まだ幼く生活のリズムができていない(2人)
- 休日の前日は遅い(2人)

- 違う時間ですでに生活のリズムができている
- 次の日の準備
- 寝かしている時間がない
- もっと早く寝かせたい
- 眠くなるまで待っている
- 外で遊ばない日は遅くなる

問 32-2 朝食を食べないことがある理由を教えてください。

- まだ授乳中、離乳食2回 (22人)
- 食べたくないと言う。用意しても食べない。 (14人)
- 朝起きるのが遅い。機嫌が悪い。 (11人)
- 遊んでいて食べない (4人)
- 手料理を食べない。好きなものしか食べない。
- 前日の夕食を食べすぎると食べない。
- お腹が空いていない。
- ゆっくり食べさせる時間がない。
- 朝食はどうしても進まない。
- 無理に食べさせると吐いてしまう。
- 朝はなかなか動かない。
- 食が細い。

問 32-4 視聴時間が3時間以上になる理由を教えてください。

- 家にいる間テレビがずっとついている。つけている。ずっと子どもが見ているかは分からない。 (91人)
- 家事をしている間、きょうだいの面倒を見ている間見せている。 (77人)
- 好きな番組がある (33人)
- きょうだいが見ている (16人)
- 親が見ている (14人)
- 見せないと機嫌が悪くなる (8人)
- 家族で見ている (8人)
- 食事中見ている (7人)
- 忙しくて相手ができない (7人)
- 休日は見る時間が長くなる (5人)
- 祖父母が見ている (4人)
- おとなしくしている。静かにしている。 (3人)
- 教育 (3人)
- 他のひとり遊びができない (4人)
- 理由なし (3人)
- 冬は外で遊べない。

- 少しずつ見ていて合計すると長くなってしまふ。
- 疲れていてテレビに頼ってしまう。子育て支援センターの開園時間が遅い。

問 32-5 スマホ等で遊ぶ時間が1時間以上になる理由を教えてください。

- 家事をしている間、きょうだいの面倒を見ている間見せている。 (20人)
- 忙しくて相手ができない。仕事をしていて相手ができない。 (12人)
- きょうだいと一緒に遊んでいる (11人)
- 動画を視聴している (9人)
- 端末を取り上げると機嫌が悪くなる (8人)
- 夢中になっている (7人)
- おとなしくしている。静かにしている。 (6人)
- いつのまにか長時間になっている。合計すると長時間になってしまう。 (6人)
- 特に時間を決めていない。制限していない。 (5人)
- ゲームをしている (4人)
- 他のひとり遊びができない (3人)
- 休日は長くなってしまふ (2人)
- 祖父母といる間使わせている (2人)
- 弱視のためスマホで遊ばせている。
- やめろと言われればやめられる。
- 親が寝ている間に使っている。

問 32-6 絵本をほとんど読まない理由を教えてください。

- 忙しくて読む時間がない (98人)
- まだ幼くて興味がない (25人)
- 飽きてしまふ (21人)
- 自分で読んでいる (17人)
- 他の遊びが好き (16人)
- 読んでと言われれない。言われれば読む。 (10人)
- 親が本が好きではない。読むのが苦手。 (8人)
- 習慣がない (6人)
- 面倒くさい (5人)
- きょうだいが読んでくれる (4人)
- 保育園や幼稚園で読んでもらうので家では読まない (3人)
- 絵本がない (3人)
- タブレットの絵本に頼ってしまう。
- 疲れている。
- これからいろいろな本を読んであげたい。
- 祖母が読んでくれる。

問 34 子育てのどんなところ（何をしている時）が楽しい又はつらいですか。

【楽しいこと（楽しい時）】

- 子どもの成長を感じる時（408人）
- 子どもと一緒に過ごしている時（遊び・踊る・歌う・お出かけ等）（376人）
- たくさんおしゃべりしてくれる姿。子どもとの会話。（親の口癖をまねている、言い間違い、一生懸命話している姿がかわいい）（174人）
- 子どもの笑顔（158人）
- 子どもが楽しそうに笑っている。笑わせてくれる。（150人）
- 子どもが遊んでいる姿（89人）
- 子どもが楽しそうにしている姿（72人）
- 一緒に食事する時（食べている姿、いっぱい食べてくれる、おいしいと言ってくれる）（65人）
- 寝顔をみた時。一緒に寝る時。（45人）
- きょうだいと仲良く遊んでいる時（39人）
- 全て（36人）
- かわいい姿を見た時（35人）
- 歌を歌ったり、踊ったりしている姿を見た時（31人）
- 喜んでいる姿を見た時（30人）
- 一緒に入浴している時（29人）
- 絵本を読んだり、読み聞かせをしている時（29人）
- 家族や友人と過ごしている時（25人）
- 仕草や行動。大人の真似をしたりするところ。（22人）
- 保育園での行事に参加する時。保育園での出来事を話してくれる時。（17人）
- 面白いことをした時（16人）
- 自分を必要としてくれる時（16人）
- ゆっくりできる時。気持ちや時間に余裕がある時。（15人）
- 抱きしめる時。抱きついてくる時。（13人）
- 元気な姿（11人）
- 新たな一面を発見した時。子どもを通じて新しいことを知れた時。（11人）
- 大好きと言われた時（10人）
- 絵や手紙を書いてプレゼントしてくれる時（9人）
- 頑張っている姿（9人）
- 甘えてくる時（8人）
- いろいろなことを共有できている時（5人）
- 仲良しでいる時（5人）
- 優しい言葉をかけてくれる時（4人）
- なんでもないこと（4人）
- いてくれるだけでいい（3人）
- イベントを一緒にやる時（3人）

- 素直な時 (3人)
- 機嫌がいい時 (3人)
- 子育て支援センターで過ごす時。子育て支援センターで新しい出会いがある時(2人)
- 無償の愛を与えてくれるところ
- 思い出ができた時
- 子どもを通じた新しい出会い
- 驚いた表情を見た時
- 子どものことだけを考えている時
- 子どもらしくのびのびと過ごしている姿
- 手がかからなくなったところ
- 癒される
- 親子で同じ方向を向いていられる

[つらいこと (つらい時)]

- 言うことを聞かない時 (161人)
- 自分自身に精神的・体力的・時間的に余裕がない時 (115人)
- 泣き止まない時 (96人)
- 子どもが病気の時 (81人)
- 自分が体調不良の時。疲れている時 (76人)
- ぐずぐずする時。機嫌が悪い時 (72人)
- 自分の時間がない時 (65人)
- 仕事が忙しい時 (63人)
- 怒ってしまった時。イライラしている時。(59人)
- 家事が忙しい時 (52人)
- 兄弟げんかをしている時 (49人)
- 思い通りにいかない時 (48人)
- 寝てくれない時。起きてくれない時 (48人)
- 全てをひとりでやらなければいけない時 (45人)
- ごはんを食べてくれない時。食べるのが遅い時 (38人)
- イヤイヤ期 (37人)
- 相手ができない時 (35人)
- 叩いたり、乱暴な言葉を使った時 (35人)
- わがままを言った時 (33人)
- 上手く伝わらない時 (33人)
- 睡眠不足の時 (29人)
- 子どもの気持ちが分からない時 (15人)
- 周囲の人との関わりでストレスを感じた時 (14人)
- ない (13人)
- 配偶者が育児に関わってくれない時 (13人)

- 支度が遅い時 (10人)
- 育児をしていて他のことが何もできない時 (10人)
- 外出時に迷惑をかけてしまう時 (8人)
- 片付けができない時 (8人)
- 子どもの成長が遅いと感じた時 (8人)
- 金銭問題。お金がかかる (8人)
- 相談できる相手がいない (7人)
- 頼れる人がいない (7人)
- お風呂にいれること (6人)
- しつけや教育 (5人)
- おむつ替えやトイレトレーニング (4人)
- 歯磨き (3人)
- 嘘をつく (2人)
- 夫婦げんか (2人)
- 遊ぶ場所がない
- どうしたらいいか分からない
- 子どものマイペースな性格
- 転勤でお友達と別れる時
- 家族のスケジュール管理
- 大人の都合で子どもに負担をかける時
- 母親(人間)としての不甲斐なさを実感する時
- 問題が起きた時
- 自分に何かあった時これでいいのかなと思う時
- 薬を飲んでくれない時
- 保育園に行きたがらない時
- 行事に参加する時
- のんびりした子なので時間通りの生活をさせることが辛い
- 子供の接し方に悩む時がある、将来の事を考えると悩みは尽きない
- のんびりした子なので時間通りの生活をさせることが辛い
- 子供の事で悩むとき
- 他のことでストレスがあるとき

【まとめ】

- (1) 子育てを主に行なっているのが母親だという回答が多く、子育て負担の偏りが懸念される。
- (2) 子育てへの影響としては、家庭が大事だと考えられているが、保育所等も挙げられており、保育施設の重要性も高いと考えられている。
- (3) 母親はパートタイムが多く、父親はフルタイムが多い。
- (4) 現在非就労の方でも、将来的には就労を希望する方が多い。
- (5) 定期的な教育・保育事業は必要だと考えている方のほとんどが利用しており、特に認可保育所の利用が多い。週5日、8時間での利用が主で、市内での利用がほとんどである。就労のために利用される方が多い。
- (6) 前回調査時と比較すると、幼稚園の利用が大幅に下がり、その分、認定子ども園が増加している。
- (7) 利用希望についても利用状況とほとんど同じであるが、幼稚園関係の割合が高くなっている。
- (8) 子育て支援事業は利用していない方が多いが、これは風邪や病気を危惧する傾向があり、季節特性を感じた。(アンケートの実施は1～2月)
- (9) 市の実施している事業について、認知度、利用経験、利用意向の全てが、前回調査時と同じような回答割合となっているので、事業内容及び周知方法等の見直しが求められる。
- (10) 土日・祝日ともに定期的な保育事業の利用の必要性を感じない方が多いが、突発的な仕事を想定して、利用を希望する方も見受けられる。
- (11) 子どもが病気になった際の対応としては、母親が休む場合が多く、父親が休む場合の約3.5倍の割合となっている。
- (12) 病児保育については、家庭で看たいという希望から、利用意向は高くない。また、病児保育の利用条件を満たすために病院へ行くと、半日以上費やしてしまい、結果的に病児保育を利用する必要が無くなる場合もある等、利用条件の緩和を求める意見も見られた。
- (13) 一時預かり等の不定期・宿泊型の事業については必要性を感じないために利用していない方が多い。
- (14) 低学年のうち放課後児童クラブか自宅で過ごさせたいという方が多く、ともに5日間の利用希望が多い。
- (15) 高学年になると自宅で過ごす割合が高くなり、習い事も多くなっている。
- (16) 土日・祝日の放課後児童クラブの利用意向は高くないが、長期休暇中は低学年時の利用意向は高い。
母親は育児中には働いていなかった方が多いが、育児休暇を取得した方も同程度いる。
- (17) 前回調査時と比較すると、働いていなかった方は1割減り、育児休業を取得した方は1割増加している。

- (18) 父親はほとんど育児休業を取得していないが、理由は多岐にわたっている（必要性や雰囲気等）。
- (19) 育児休業後にはほとんどの方が職場に復帰している。
- (20) 時短勤務について、母親の利用者は5割を超えた。前回調査時と比較して、利用した方の割合が1割増加し、利用しなかったができなかった方の割合は1割減少した。
- (21) テレビ視聴やスマートフォンの利用については、家事をしている間の子どもの相手としている方が見受けられ、利用時間が伸びている傾向がある。
- (22) 子どもをたたいたり、ひどい言葉を投げかける等した際に、後悔している方が半数近くいる。
- (23) 仕事と家庭生活の両立ができる環境の整備を求める方が多い。
- (24) ワークライフバランスでは、理想と現実とともに家事の割合が高い。相違点としては理想ではプライベートが高いのに対し、現実では仕事が高くなっている。

以上が、今回調査結果から読み取った主な特徴等である。概ね前回調査時と似た傾向が見られたが、女性の社会進出や、育児休業等の取得率増等の時代による変化も表れた。

3. 須坂市の子ども・子育て支援における課題

～各種統計・ニーズ調査からみえるもの～

- (1) 本市の人口は減少傾向にあり、2024年には約4.8万人になると推計されています。市全体の人口減少に伴い0歳～14歳人口は、全人口の11.6%の約5,600人となり、10年間で2割弱減少すると推計されています。こうした少子化の傾向に歯止めをかけるためにも、地域ぐるみで、子どもと子育て家庭を支えていく必要があります。
- (2) アンケート項目で、気軽に子育てについて相談できる人・場所についての問いでは、祖父母等、友人・知人、保育士、子育て支援施設、保健センター、幼稚園教諭、かかりつけ医師など、様々なところが相談相手となっています。

各家庭の子育てが孤立した子育てにならないよう、子育て支援情報の提供及び相談機能を充実させるとともに、子育ての仲間づくりができる場を増やし、その利用促進を図る必要があります。

 - ① 子育てについて学べる各種子育て講座などの提供や、同じ立場で学びあえる仲間づくりの支援などをおして、保護者が悩みや不安を解消し、子育てを楽しむことができるよう応援していく必要があります。
 - ② 幼稚園、保育園、認定こども園、学校、子育て支援センター、児童センターや放課後児童クラブなどは、地域で子育てを支えている支援者と連携し、地域全体で子育て支援を推進することが重要です。
 - ③ 地域では、日々のあいさつや、地域行事への家族での参加等を通じ、様々な世代の人との交流の中で、子どもが地域住民から「地域の子ども」として認識されるよう図っていくことが必要です。
- (3) 保護者の就労への意向が高く、1年以内に就労したいと回答した方は、81.1%あることから、3歳未満児の保育需要に対し、施設・保育士の確保等、子どもが健やかに育つ環境を充実させる必要があります。前回調査時は、74.4%でしたので、前回と比較しますと就労意向は高くなっています。
- (4) 子育てにおいて必要な支援施策として「仕事と家庭の両立ができる環境」への要望が高いことから、一時預かり、延長保育、休日保育、病児・病後児保育などの各種保育サービスの充実を図るとともに、家庭・企業・地域の意識啓発の向上のための働きかけが必要です。

また、育児休業の取得状況では、お父さんについては、取得した方が2.6%おり、前回調査時は、0.8%でしたので、前回より増えています。父親が仕事も家事育児も主体的に楽しめるよう、育児講座等への父親参加促進など、推進していく必要があります。
- (5) 児童虐待等防止のため、虐待リスクの高い家庭を早期に把握し、早期に支援を行うことができるよう、関係機関の連携体制の強化とともに、相談対応にあたる職員の専門性を高める必要があります。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

1. 計画の基本理念

- 安心して子どもを産み育て、地域みんなで子育てを支えるまち
- 一人ひとりの子どもが、夢と希望に向かって生き生きと育つまち
- 家庭生活・仕事が安心してできる、子育てを応援するまち

子どもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、また、これからの社会を担う力として地域においても大切な存在です。

すべての子どもたちが宝物です。

須坂市では、地域の子どもは地域で育てるという子育ての理念の下、家庭や地域、関係団体、関係機関、企業、行政がそれぞれが連携し「子育て家庭にやさしいまち」を目指して「子どもは“宝”プロジェクト」を推進しています。

子育ての出発点は家庭であり、子育ては保護者が担うべき重要な役割です。しかし、少子化の進行や核家族化など家庭や地域をとりまく環境が大きく変化していることから、地域や社会が子育て家庭に寄り添い、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り応援していくことが、今後はより重要になります。

須坂に生まれ育つすべての子どもたちが健やかに成長でき、子育てを担う保護者が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるまちを目指し、取り組みを進めていきます。



2. 計画の基本目標

1 子育て家庭を支えるニーズに沿った支援の推進

保護者が自己肯定感を持ちながら子育てをし、保護者同士や地域社会との繋がりの中で、親として成長し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、家庭の形態が多様化している現状やニーズを踏まえて支援を行います。

妊娠から出産・乳幼児期の育児についての相談窓口や情報提供の充実、親子でふれあう場の提供や家庭生活・子育てについての意識啓発などとおして、子育て家庭の孤立化や負担感を軽減し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。

2 子どもの健やかな育ちを支えるための環境の整備

幼児期のうち、おおむね満3歳に達するまでの時期は、一般に、基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら、人や物との関わりを広げ、行動範囲を拡大させていく時期です。

幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、一般に遊びを中心とした生活の中で、特に身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われ、それらがその後の生活や学びの基礎になる時期です。

また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。

この時期の、すべての子どもの健やかな育ちを支えるため、家庭・地域と連携を図り、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わり、基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備します。

また、幼稚園・保育園等及び小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、児童が幼稚園・保育園等から小学校生活にスムーズに繋がることできるよう推進します。

3 社会的支援の必要な子どもやその家庭への支援

子どもの育ちは、それぞれの個性や発達段階によってさまざまであり、子どもを取り巻く環境からも極めて大きな影響を受けます。

障がいや疾病のある子どもには、適切な対応によって、その子に応じた発達を促していくことが必要です。

また、虐待、貧困、ひとり親家庭など家庭の状況によって社会的な支援の必要性が高い

子どもやその家族には、早急な対応が必要となっています。

そこで、特別な支援を必要とする児童・保護者を対象に、一人ひとりの子どもの特性に合わせた総合的・継続的な支援を推進します。

4 仕事と生活の調和がとれる社会づくり

女性の社会進出のひとつの側面として、仕事と子育ての両立を目指す母親が増加していますが、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあり、仕事と子育ての両立は、いまだ大きな課題となっています。

また、共働き家庭が増加し、男性の家事・育児への参画意識は高まっているものの、父親が育児においてより積極的に役割を果たすことが期待されています。

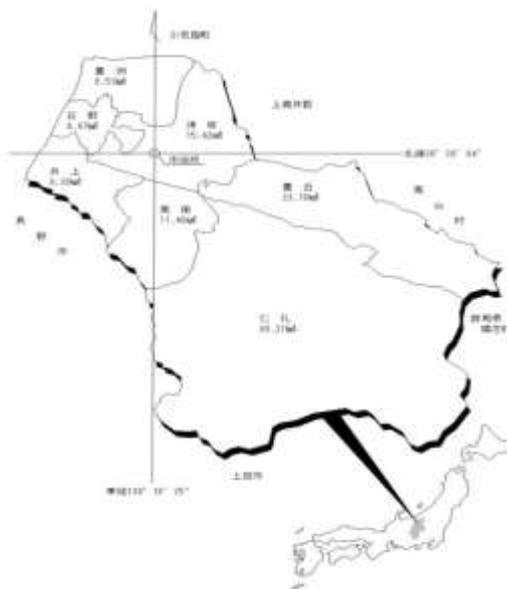
そこで、働きながら安心して子どもを産み育てることができるように、男女の固定的な役割分担意識の解消に向けて働きかけるとともに、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれる環境の充実を促進します。

3. 教育・保育の提供区域について

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

須坂市では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、須坂市全体を1つの区域と定め、市全体で子育て支援サービスの提供を図っていきます。

なお、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、既に小学校区毎に設置がされていることから、小学校区（11区）を提供区域と定め、区域ごとにサービスの提供について計画していきます。



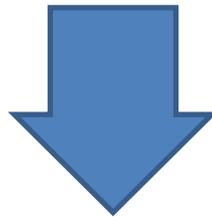
4. 施策の体系

《基本理念》

- 安心して子どもを産み育て、地域みんなで子育てを支えるまち
- 一人ひとりの子どもが、夢と希望に向かって生き生きと育つまち
- 家庭生活・仕事が安心してできる、子育てを応援するまち

《基本目標》

- 1 子育て家庭を支えるニーズに沿った支援の推進



《施 策》

網掛けは、必須記載項目

(1)利用者支援事業

(2)相談窓口及び情報提供の充実

(3)妊婦健康診査

(4)産婦健康診査

(5)乳児家庭全戸訪問事業
(こんにちは赤ちゃん事業)

(6)妊娠期から子育て期の切れ目ない支援

(7)地域子育て支援拠点事業
(子育て支援センター事業)

(8)子育て短期支援(ショートステイ)事業

(9)多様な保育サービスの充実

①一時預かり事業
ファミリー・サポート・センター事業

②時間外保育事業(延長保育事業)

③病児・病後児保育事業

④休日保育事業

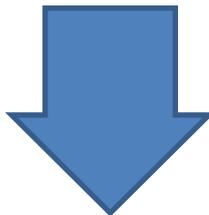
(10)放課後児童健全育成事業
(放課後児童クラブ事業)

(11)親の子育て力の向上

(12)子育て支援のネットワークづくり

《基本目標》

2 子どもの健やかな育ちを支えるための環境の整備



《施 策》

網掛けは、必須記載項目

(1) 幼児期の教育・保育の安定した提供

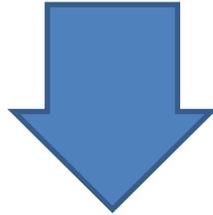
- ① 幼児期の教育・保育の提供体制の確保
- ② 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設の円滑な利用の確保
- ③ 教育・保育の一体的提供の推進
- ④ 教育・保育の質の向上（幼保小連携の推進）
- ⑤ 保護者の選択保障のための、幼稚園の利用希望等の確保の方策
- ⑥ 障がい児・外国につながる幼児等特別な支援・配慮について
- ⑦ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

(2) 子どもの健やかな育ちのための支援

- ① 子どもの育ちを支える地域の関わり
- ② 食育の推進
- ③ 子どもの心を育む事業の推進

《基本目標》

3 社会的支援の必要な子どもやその家庭への支援



《施 策》

網掛けは、必須記載項目

(1)児童虐待防止対策の充実

①養育支援訪問事業

②要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援

③子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

(2)ひとり親家庭の自立支援の推進

(3)特別な支援が必要な子どもへの支援の充実

①幼児期の支援

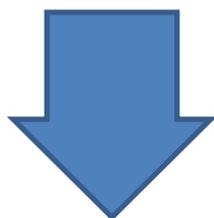
②小・中学校における支援

③須坂市、長野県による支援・サービス

④その他

《基本目標》

4 仕事と生活の調和がとれる社会づくり



《施 策》

(1)子育てしやすい職場など環境づくりの促進

(2)子育て家庭における就労支援

IV 事業計画

1 子育て家庭を支えるニーズに沿った支援の推進

保育サービスの充実とともに、家庭と地域とのつながりを深めることで、健全な子どもの成長と子育て家庭を支援します。

子育て家庭の孤立化や負担感を軽減するため、気軽に相談できる窓口の充実と情報発信に重点を置いて、子育て家庭のニーズに応じた子育て支援に努め、安心して子どもを産み、子育てができる環境づくりを推進します。

(1) 利用者支援事業

<事業の概要>

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行う事業です。

<取り組み実施状況>

- ア 子ども課窓口、子育て支援センターでは、職員が日常的に保育園等の利用をはじめ各種制度やサービスについて、保護者等からの様々な問い合わせや相談に応じるとともに、情報提供を行っています。
- イ 児童センター、各保育園においては、日常の活動の中で育児相談やサービスに関する情報提供を行っています。
- ウ 妊産婦が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、保健師が関係機関と連携し、相談やサービスについて情報提供を行っています。
- エ 子育て世代包括支援センター「須坂市妊娠・子育てなんでも相談『おひさま』」では、妊娠期から子育て期にわたるまで、母子保健や育児に関する様々な悩み等の相談支援を行うとともに、安心して子育てがスタートできる様に、サービスに関する情報提供や関係機関との連携を行っています。

<確保の内容>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援窓口	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
確保の内容	「基本型」 ・子ども課 ・子育て支援センター		「母子保健型」 ・須崎市妊娠・子育てなんでも相談 「おひさま」 (保健センター・健康づくり課 ・子ども課)		

ア 子どもや保護者が、適切な子育て支援サービスを選択し円滑に利用できるよう、窓口となる職員の研修に努めるとともに、子育て支援関係機関の連携を図りながら推進します。

イ より地域に密着している保育園・子育て支援センター・児童センターについては、相談及び情報提供の充実に努めます。

(2) 相談窓口及び情報提供の充実

<取り組み実施状況>

● 相談窓口

ア 相談窓口を設置（健康づくり課・子ども課・保健センター・子育て支援センター・保育園等）して支援を行っています。

イ 保護者に接する関係機関職員が相談先となり支援を行っています。

ウ 相談内容に沿った適切な支援ができるよう、関係機関で連携して対応しています。

エ 子育て支援センターで、家庭児童相談員による子育て相談（年9回）、管理栄養士による食事相談（年9回）を行っています。

● 情報提供

ア 健康づくり課窓口における、産前・産後サポートや産後ケアなど産前産後に利用できる事業や相談窓口の情報提供を行っています。

イ 子ども課、子育て支援センター窓口を中心とした、子育て支援制度及びサービスに係る情報提供を行っています。

ウ 須崎市子育てガイド「S*kids」の作成（保育園・幼稚園・認定こども園に通園する全家庭に配布、子育て支援センター等窓口で配布）を行っています。

エ 子育て応援メールマガジンの発行を行っています。

（毎水曜日、内容：イベント案内と子育てワンポイントを交互）

オ 「須崎市子育て応援アプリすまいるナビ」による情報発信を行っています。

カ 広報誌等への子育て支援情報の掲載しています。

キ ブックスタート事業実施時に、子育て支援センター案内チラシ及びメルマガ登録チラシを配布しています。

- ク 保健センター内に子育て支援センターだより等を拡大掲示しています。
- ケ 地方新聞や民間の情報誌等を活用した情報発信を行っています。
- コ 市ホームページ「すぎか子育てナビ」での情報発信を行っています。
- サ 「いきいきすぎかっ子 子育て電話帳」の配布（母子手帳配布時、保育園・幼稚園の年少児童、小学1年生児童、児童クラブに毎年配布）を行っています。

<確保の内容>

● 相談窓口

- ア 相談することに難しさを感じる保護者も多いことから、子ども・子育てに関する相談は、相談窓口の設置のほかに、子育て中の保護者に接する機会のある全ての対応者が相談先として機能することで、相談に結びつきやすい状況をつくり、子育てに不安等を抱いている保護者の早期支援に努めます。
- イ 相談対応を行う機関の職員は、積極的な専門研修の受講により資質の向上に努めます。

● 情報提供

- ア 子育て支援情報が十分に周知できていない現状があることを踏まえ、子育て家庭及び地域に向け、子育て支援制度や子育てイベント情報、意識啓発等の情報発信を積極的に実施します。
- イ 子育て家庭と接する機会を逃さず子育て支援サービス情報の発信を行うよう、情報提供機会の拡大を図ります。
- ウ 保護者ニーズに沿って、提供する情報内容の充実を図りながら実施します。
- エ 保護者の手元に届きやすい子育て応援メールマガジンの利用促進を図るため、登録チラシの作成等を行い登録者の増加を図ります。
- オ 広報誌等を利用した子育て支援情報の定期発信を図ります。
- カ 地方新聞や民間の情報誌等のさらなる協力を得て、より幅広く情報を発信します。

(3) 妊婦健康診査

<事業の概要>

母子保健法第13条に基づき、市が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行う事業です。

<取り組み実施状況>

- ア 母体や胎児の健康を守るために必要な妊娠中の定期健診に係る費用を助成し、期間中の妊婦の健康増進を図っています。
- イ 県外での里帰り出産にも助成を行っています。

<量の見込及び確保の方策>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
妊婦健診受診数	3,946件	3,906件	3,867件	3,829件	3,790件
確保の方策	実施個所 ・ 県内委託医療機関 ・ 県外妊婦健診実施医療機関				

ア 母子健康手帳交付時に、妊婦健診補助券（基本的な妊婦健診最大14枚・追加検査5枚・超音波検査4枚）を配布し、使用方法について十分な説明を行うとともに、受診勧奨します。

イ 県外での里帰り出産を希望する方には、償還払いで助成を行っていることを合わせて説明し、受診勧奨することで、県外で出産する妊婦支援も実施します。

(4) 産婦健康診査

<事業の概要>

母子保健法第13条に基づき、産婦に対する健康診査を行う事業です。

<取組み実施状況>

ア 産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後2週間、産後1か月などの出産後まもない時期の産婦に対する健康診査を実施し、産婦健康診査2回分にかかる費用を助成しています。

イ 里帰り等により、県外で受診する産婦健康診査にも助成を行っています。

<量の見込及び確保の方策>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
産婦健診受診数	602件	586件	578件	566件	560件
確保の方策	実施個所 ・ 県内委託医療機関 ・ 県外産婦健診実施医療機関				

ア 母子健康手帳交付時に、産婦健康診査受診（産後2週間、産後1か月の補助券2枚）を配布し、使用方法について十分な説明を行うとともに、受診勧奨します。

イ 県外での里帰り出産を希望する方には、償還払いで助成を行っていることを合わせて説明し、受診勧奨することで、里帰り出産等により県外での産婦健康診査の受診を支援します。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

<事業の概要>

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、育児の不安や悩みの相談に応じ、子育て支援に関する情報提供を行います。また、母子の心身の状況や養育環境等の把握を行い、支援が必要な家庭に対する適切なサービス提供に繋げることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境を図る事業です。

<取り組み実施状況>

健康づくり課の保健師等が、担当地区家庭を訪問しています。

<量の見込及び確保の方策>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象児童数	293人	289人	286人	283人	280人
確保の方策	保健センター保健師、助産師が訪問				

ア 生後4か月までに家庭訪問し、乳児の発育状況や母親の育児に対する思いや不安、悩み等の相談に応じます。

イ 訪問した結果、引き続き支援が必要な家庭については、継続した訪問や面接を行います。

ウ 訪問を希望されない、里帰り先で長期滞在された家庭等、家庭訪問ができなかった家庭については、市の3か月健診においてフォローします。

(6) 妊娠期から子育て期の切れ目のない支援

ア 母子保健コーディネーターを健康づくり課に配置し、母子健康手帳交付時に全妊婦に面接を行い、妊娠・出産・子育てに関する悩みを把握し、ニーズにあった情報提供を行います。

イ 妊産婦のメンタルヘルス不調者への早期支援のため「エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）」を産科医療機関と共通に活用し、産後うつ病の早期発見を図ります。

ウ 定期的に県立信州医療センターの小児科医師、産科医師、助産師、医療ソーシャルワーカー、地域の精神科医、産科医療機関助産師、行政の保健師が参集し、周産期実務検討会を実施することで、妊娠期から産後まで継続して医療機関と連携するネットワークを充実させます。

エ 産前・産後サポート事業：母子保健コーディネーターや地区担当保健師と連携して助産師や保健師が妊産婦宅を訪問し、産前産後の心身の不調や悩みに対し、発達、養育等に関する相談を受けます。

オ 産後ケア事業（宿泊型・デイケア型）：出産後、育児不安等により、特に保健指

導が必要な産婦と新生児及び乳児を対象に、医療機関または助産所で母体の管理や育児指導を行います。

※ 妊娠から出産まで切れ目のない支援を実施するため、須崎市母子保健計画事業との連携を図り進めます。

(7) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター事業）

<事業の概要>

子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導及び来館者親子のつながりを支援し、父親の育児参加の促進事業や、シルバー人材センター会員との交流、中高生とのふれあいの機会を持たせるなど世代間交流事業を行うことで子育て中の母親・家庭への支援者の拡大を図り、地域子育て広場の支援や育児サークルの支援を行うことで、地域における子育て家庭の支援を行う事業です。

<取り組み実施状況>

- ア 子育て相談、子育てに関する情報提供を行っています。
- イ 子育てに関する各種講座の開催により、子育てについて学べる機会の提供や保護者の仲間づくりを支援しています。
- ウ 父親の育児参加促進事業の実施、父母・祖父母を対象とした孫育て事業やシルバー交流、中高生とのふれあい交流などの世代間交流等をとおして、子育て中の母親、家庭への支援者の拡大を図っています。
- エ 地域子育て広場や子育てサークル等を支援することで、地域における子育て家庭の支援を行っています。

<量の見込及び確保の方策>

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 年間延べ利用者見込数		22,520 人	21,506 人	20,538 人	19,613 人	18,730 人
②確保の内容		24,500 人				
区分	子育て支援センター	10,000 人				
	児童センター	13,000 人				
	地域子育て広場	1,500 人				
②-①		1,980 人	2,994 人	3,692 人	4,887 人	5,770 人

ア 子育て支援センター・児童センターの利用促進を図るとともに、子育て中の親子が遊び、集える場所の整備・拡充を今後の検討課題とします。

イ より地域に身近な場所で行う「地域子育て広場」の充実や、保育園を利用した

支援事業の充実を併せて推進します。

ウ 子育て支援センター・児童センターにおける「集まりの日」等のイベントや各種講座を充実させるとともに、保護者同士の交流、仲間づくりの支援に努めます。

エ 各種の子育て支援が利用者に十分周知されるよう、情報提供を行います。

(8) 子育て短期支援事業（子育て支援ショートステイ事業）

＜事業の概要＞

保護者が、疾病・疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等において一定期間、養育を行う事業です。

＜取り組み実施状況＞

児童養護施設等にショートステイ事業の委託をしています。

＜量の見込及び確保の方策＞

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象家庭数	10件	10件	10件	10件	10件
実施体制	【委託先】 児童養護施設等 社会福祉法人 善光寺大本願福祉会 善光寺大本願乳児院（長野市） 社会福祉法人 大勸進養育院 三帰寮（長野市） 社会福祉法人 湖会 松代福祉寮（長野市） 社会福祉法人 円福会 円福寺愛育園（長野市） 社会福祉法人 八葉会 恵愛（千曲市）				

(9) 多様な保育サービスの充実

① 一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業

＜事業の概要＞

冠婚葬祭等、保護者の臨時的・緊急的な理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもを、幼稚園・保育園やその他の場所で一時的に預かる事業です。

＜取り組み実施状況＞

ア 預かり保育（幼稚園）

幼稚園において在園児を対象に、保護者の臨時的な所用の場合のほか、就労世帯への幼児教育の機会を拡大するために、教育時間前後から時間を延長して子どもをお預かりしています。

イ 預かり保育（幼稚園以外）

●一時的保育

保護者が病気や一時的な就労等で子どもの保育ができないときに、一時的に保育園で子どもをお預かりしています。

対象：3歳以上児 上高井・やすらぎ保育園及び公立保育園全園で受け入れ
3歳未満児 上高井・やすらぎ・須坂千曲保育園、マリアこども園で受け入れ

●ファミリー・サポート・センター事業

サービス提供会員と依頼会員による会員組織を設置し、保育園や放課後児童クラブ等への送迎や一時的な保育など、地域において会員同士が子育てを相互に支援しています。

・利用時間：原則として午前6時から午後10時まで

・対象：生後3か月～おおむね12歳までの児童

・利用料：

3歳以上児（病後児を除く）

午前7時から午後7時まで1時間600円（左記の利用時間以外1時間700円）

3歳未満児及び病後児

午前7時から午後7時まで1時間700円（左記の利用時間以外1時間800円）

※ なお、長野地域連携中枢都市圏内で相互利用ができます。

<量の見込及び確保の方策>

ア 預かり保育（幼稚園）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①年間延べ利用児童見込数	5,878人	5,687人	5,505人	5,328人	5,158人
②確保の内容 幼稚園	8,009人	8,009人	8,009人	8,009人	8,009人
②-①	2,131人	2,322人	2,504人	2,681人	2,851人

イ 預かり保育（幼稚園以外）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①年間延べ利用児童見込数	1,195人	1,170人	1,147人	1,122人	1,100人
②確保の内容	2,714人	2,714人	2,714人	2,714人	2,714人
区分	一時的保育	2,464人	2,464人	2,464人	2,464人
	ファミリー・サポート・センター	250人	250人	250人	250人
②-①	1,519人	1,544人	1,567人	1,592人	1,614人

ウ 預かり保育（ファミリー・サポート・センター 就学児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①年間延べ利用児童見込数	402人	395人	387人	380人	373人
②確保の内容	450人	450人	450人	450人	450人
②－①	48人	55人	63人	70人	77人

② 時間外保育事業（延長保育事業）

<事業の概要>

認可保育園、認定こども園の定期的な教育・保育の事業において、通常保育の前後の時間に、延長して保育を行う事業です。

<取り組み実施状況>

市内全園（17園）で実施しています。

<量の見込及び確保の方策>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用児童見込数	2,712人	2,652人	2,604人	2,544人	2,496人
確保の方策	延長利用については延長保育士を配置することで目標事業量を確保します。				

③ 病児・病後児保育事業

<事業の概要>

病児保育は、児童が「病気の回復期に至らない場合」であり、かつ当面の症状の急変が認められない場合において、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な期間、病院・保育園等に付設された専用スペース等において一時的に保育する事業です。

病後児保育は、病気の回復期にあり、集団保育が適当でない児童の保育が、保護者の仕事の都合や出産、冠婚葬祭など社会的にやむを得ない事情により、家庭での育児が困難な期間、一時的に保育する事業です。

<取り組み実施状況>

対象児童：

- ・須坂市内の幼稚園・保育園・認定こども園・小学校に通園・通学している生後6か月以上の児童
- ・須坂市に居住しているが、市外の幼稚園・保育園・認定こども園・小学校に通園・通学している生後6か月以上の児童

実施施設：さかた山風の子保育園（病後児）（未就学児対象）

やすらぎ病児保育園（病児・病後児）（小学6年生まで対象）

定員：1日4名（さかた山風の子保育園）・1日6名（やすらぎ病児保育園）
 利用料金：無料 ※事前に登録などが必要です。

<量の見込及び確保の方策>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 年間延べ利用児童見込数	152人	150人	148人	145人	143人
② 確保の内容 さかた山風の子保育園 やすらぎ病児保育園	2,440人	2,440人	2,440人	2,440人	2,440人
②-①	2,280人	2,290人	2,292人	2,295人	2,297人

病児・病後児保育については、平成30年度の延べ利用人数が121名となっており、ニーズは確保されていると考えられますが、事業の情報提供に努め、支援の必要な方への利用促進に繋がるよう努めます。

なお、長野地域連携中枢都市圏内の施設で相互利用ができます。

広域利用実施施設 長野松代総合病院 病児保育室バオバブのおうち（長野市）
 千曲中央病院病児・病後児保育施設あぷりっこ（千曲市）
 長野赤十字病院 病後児保育室ゆりかご（長野市）
 飯綱町病後児保育室はぐくみ（飯綱町）

④ 休日保育事業

<事業の概要>

日曜日・祝日に保育を行う事業です。

<取り組み実施状況>

拠点方式とし、やすらぎ保育園で実施しています。

他園の登録児童でも休日保育の登録をすれば利用ができます。

各種の保育サービスが利用者に十分周知されるよう、情報提供を行っています。

(10) 放課後児童健全育成事業

<事業の概要>

放課後児童クラブ事業として、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、適切な遊び及び生活の場を提供し健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

また、放課後児童クラブと連携し、保護者の就労の状況に関わらず、すべての小学生を対象として、放課後等に学習や体験、地域との交流活動等を行う放課後子ども教室を実施していくための環境を調整します。

<取り組み実施状況>

ア 地域児童クラブの運営

小学校区域単位（11か所）で実施しています。

イ 放課後児童健全育成事業委託

学童保育どんぐりクラブ・やすらぎ児童クラブに放課後児童健全育成事業を委託しています。

<量の見込及び確保の方策>

ア 東部地域児童クラブ（東部児童センター）（須坂小学校区）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 登録児童見込数	77人	73人	72人	70人	69人
② 利用見込数	51人	49人	48人	47人	46人
③ 確保の内容	80人	80人	80人	80人	80人
③-②	29人	31人	32人	33人	34人

※平成28～30年度の平均利用率 66.5%

イ 南部地域児童クラブ（南部児童センター）（小山小学校区）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 登録児童見込数	88人	89人	82人	75人	69人
② 利用見込数	55人	56人	52人	47人	43人
③ 確保の内容	80人	80人	80人	80人	80人
③-②	25人	24人	28人	33人	37人

※平成28～30年度の平均利用率 62.9%

ウ 森上地域児童クラブ（森上小学校区）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 登録児童見込数	99人	99人	93人	95人	97人
② 利用見込数	59人	59人	56人	57人	58人
③ 確保の内容	79人	79人	79人	79人	79人
③-②	20人	20人	23人	22人	21人

※平成28～30年度の平均利用率 59.7%

エ 日滝地域児童クラブ（日滝小学校区）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 登録児童見込数	91人	94人	87人	85人	79人
② 利用見込数	54人	56人	52人	51人	47人
③ 確保の内容	79人	79人	79人	79人	79人
③-②	25人	23人	27人	28人	32人

※平成28～30年度の平均利用率 59.7%

オ 豊洲地域児童クラブ（豊洲小学校区）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 登録児童見込数	45人	45人	41人	36人	34人
② 利用見込数	30人	30人	28人	24人	23人
③ 確保の内容	89人	89人	89人	89人	89人
③-②	59人	59人	61人	65人	66人

※平成28～30年度の平均利用率 67.2%

カ 井上地域児童クラブ（井上小学校区）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 登録児童見込数	80人	77人	73人	64人	59人
② 利用見込数	50人	48人	45人	40人	37人
③ 確保の内容	96人	96人	96人	96人	96人
③－②	46人	48人	51人	56人	59人

※平成28～30年度の平均利用率 62.0%

キ 日野地域児童クラブ（日野小学校区）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	クラブ1	クラブ2	クラブ1	クラブ2	クラブ1	クラブ2
① 登録児童見込数	59人	58人	54人	53人	55人	56人
② 利用見込数	35人	34人	32人	31人	33人	33人
③ 確保の内容	106人	58人	106人	58人	106人	58人
③－②	71人	24人	74人	27人	73人	25人

	令和5年度		令和6年度	
	クラブ1	クラブ2	クラブ1	クラブ2
① 登録児童見込数	58人	52人	59人	57人
② 利用見込数	34人	31人	35人	34人
③ 確保の内容	106人	58人	106人	58人
③－②	72人	27人	71人	24人

※平成28～30年度の平均利用率 59.3%

ク 高甫地域児童クラブ（高甫小学校区）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 登録児童見込数	48人	50人	46人	44人	42人
② 利用見込数	30人	32人	29人	28人	27人
③ 確保の内容	47人	47人	47人	47人	47人
③－②	17人	15人	18人	19人	20人

※平成28～30年度の平均利用率 63.1%

ケ 北部地域児童クラブ（北部児童センター）（旭ヶ丘小学校区）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 登録児童見込数	68人	60人	54人	51人	47人
② 利用見込数	41人	37人	33人	31人	29人
③ 確保の内容	80人	80人	80人	80人	80人
③－②	39人	43人	47人	49人	51人

※平成28～30年度の平均利用率 61.0%

コ 仁礼地域児童クラブ（仁礼小学校区）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 録児童見込数	68人	61人	59人	56人	46人
② 利用見込数	43人	39人	37人	36人	29人
③ 確保の内容	137人	137人	137人	137人	137人
③-②	94人	98人	100人	101人	108人

※平成28～30年度の平均利用率 63.4%

サ 豊丘地域児童クラブ（豊丘小学校区）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 登録児童見込数	20人	17人	15人	15人	12人
② 利用見込数	13人	11人	10人	10人	8人
③ 確保の内容	46人	46人	46人	46人	46人
③-②	33人	35人	36人	36人	38人

※平成28～30年度の平均利用率 64.6%

シ 学童保育どんぐりクラブ（全小学校区）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 登録児童見込数	40人	40人	40人	40人	40人
② 利用見込数	40人	40人	40人	40人	40人
③ 確保の内容	40人	40人	40人	40人	40人
③-②	0人	0人	0人	0人	0人

ス やすらぎ児童クラブ（全小学校区）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 登録児童見込数	40人	40人	40人	40人	40人
② 利用見込数	40人	40人	40人	40人	40人
③ 確保の内容	40人	40人	40人	40人	40人
③-②	0人	0人	0人	0人	0人

(1.1) 親の子育て力の向上

ア 保護者のニーズに沿った各種子育て支援講座を充実します。

イ 父親の育児を支援するため「すくすくパパ」講座を実施します。

ウ 子ども達が心豊かにたくましく成長していくために、親・大人・地域の果たす役割を学び合う場として幼稚園・保育園・地域等で「子育てセミナー」を開催し、親力を磨くための支援を行います。

(12) 子育て支援のネットワークづくり

- ア 民生児童委員、地域における子育て支援団体・子育て支援者等と連携を図ります。
- イ 子育て支援センターを中心として、児童センターや各地域を拠点として活動している母親クラブ・子育てサークルなど団体間の繋がりを促進します。
- ウ 子育て支援センター等の「すくすく育児ランド」、「ピアママサロン」、「遊びの広場」事業などを通じて、子育て中の保護者の仲間づくりを支援します。
- エ 地域公民館等で地域における子育て支援団体等が開催する「地域子育て広場」を支援します。
- オ ファミリー・サポート・センター事業について、引き続き会員の増加を図り、地域における子育ての相互支援活動を浸透させます。
- カ 区で管理している児童公園の遊具等整備に係る補助金の活用について周知を図り、整備を促進します。また、要望の高い公園施設の充実について、検討課題とします。
- キ 「信州こどもカフェ」など子どもの居場所づくりの取り組みを、広報須坂への掲載や、保育園・小学校へのチラシ配布などにより支援します。

※「信州こどもカフェ」とは

長野県の子どもの居場所の取り組みで、学習支援、食事提供、悩み相談、学用品費のリユース、高齢者との交流等など複数の機能を提供し、月1回以上開催されているもの。



2 子どもの健やかな育ちを支えるための環境の整備

子どもたちが健やかに育つことができるよう、家庭・地域と連携した多様な関わりによる豊かな体験機会を提供するとともに、就学前の教育・保育の充実に取り組みます。

(1) 幼児期の教育・保育の安定した提供

① 幼児期の教育・保育の提供体制の確保

<量の見込及び確保の方策>

ア 1号認定（3歳から5歳 教育のみ）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①年間延べ利用児童見込数	305人	299人	294人	288人	283人
②確保の内容					
認定こども園・幼稚園	620人	620人	620人	620人	620人
②-①	315人	321人	326人	332人	337人

イ 2号認定（3歳から5歳 保育の必要性あり）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①年間延べ利用児童見込数	857人	840人	824人	807人	792人
②確保の内容					
認定こども園・保育園	937人	937人	937人	937人	937人
②-①	80人	97人	113人	130人	145人

ウ 3号認定（0歳から2歳 保育の必要性あり）

【0歳児】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①年間延べ利用児童見込数	36人	35人	35人	34人	33人	
②確保の内容						
区分	認定こども園・保育園	114人	114人	114人	114人	114人
	地域型保育事業	—	—	—	—	—
②-①	78人	79人	79人	80人	81人	

※地域型保育事業 小規模保育・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育施設

【1・2歳児】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①年間延べ利用児童見込数		402人	413人	424人	434人	442人
②確保の内容		411人	411人	411人	411人	411人
区分	認定こども園・保育園	411人	411人	411人	411人	411人
	地域型保育事業	—	—	—	—	—
②-①		9人	▲2人	▲13人	▲23人	▲31人

・「利用児童見込数」について

3歳未満児については H27-31 の増加率を児童数に乗じて量の見込みを算出(1歳児 118%、2歳児 135%)。ただし、0歳児は最近一番高い H27 の入園率で算出。3歳以上児についてはほぼ全員が幼稚園、保育園に入園している H31 の入園割合で児童数を算出(幼稚園 26.24%、保育園 73.76%)。

・「確保の内容」について

幼稚園・保育園はともに認可定員を基準とします。不足分は、定員の弾力化で対応します。

② 産後の休業及び育児休業後における教育・保育施設の円滑な利用の確保

ア 産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて認定こども園、幼稚園、保育園または、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供や相談支援を行います。

提供する情報：妊産婦時期から未満児保育時期に係る各種子育て支援サービスについて

提供窓口：母子健康手帳配布時、保健センター、子育て支援センター、マタニティーセミナー等妊産婦対象講座開催時 など

イ 0歳児の子どもの保護者が、保育園等の入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げている状況もあることから、施設整備の確実な推進により、公立保育園全園での0歳児受入れ体制を確立します。

③ 教育・保育の一体的提供の推進

ア 認定こども園は、幼稚園及び保育園の機能を併せ持った施設であり、保護者の就労状況及びその変化によらず柔軟に子どもを受け入れることができることについて、保護者に周知します。

イ 認定こども園への移行を希望する施設に対しては、情報の提供に努めるとともに、スムーズな移行ができるよう支援します。

④ 教育・保育の質の向上（幼保小連携の推進）

ア 幼稚園、保育園と小学校が子どもの実態や教育内容についての相互理解を深めるため、「幼保・小連絡会」を実施します。

イ 児童一人ひとりの心身の健康と発達に関する情報を幼稚園、保育園と小学校が情報共有し、児童の成長を促すよりよい連携体制を図ります。

⑤ 保護者の選択保障のための、幼稚園の利用希望等の確保の方策

ア 保護者に対して、広報須坂で保育園、幼稚園、認定こども園の入園について情報を提供します。

イ 須坂市子育てガイドS *Kids でも幼児教育・保育施設の情報を掲載し、保護者への情報提供に努めます。

⑥ 障がい児・外国につながる幼児等特別な支援・配慮について

障がい児など特別な支援が必要な児童に対しては、加配保育士等を配置するなど、きめ細やかな支援を継続するとともに、障がいの有無や国籍の違いなどにかかわらず、どんな背景を持った子どもも受け入れる「インクルーシブ教育・保育」を推進し、「違い」を排除することなく受け入れ、共に育つ環境を醸成します。

⑦ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公平、適正な支給の確保のため、国が定める方法に基づき、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、各施設との手続きを実施します。

(2) 子どもの健やかな育ちのための支援

① 子どもの育ちを支える地域の関わり

子どもと高齢者や小・中・高校生が、遊びや作業などを通じて交流し、地域での心のふれあいや相互理解を深め、家庭・地域の連携、異世代が地域社会でともに暮らしているという認識を育むため、世代間の交流の機会を提供します。

ア 子育て支援センターにおけるシルバー交流、祖父母交流、中高生と赤ちゃんとのふれあい事業を行います。

イ 幼稚園・保育園における祖父母交流や地域高齢者、地域子育てボランティアとの交流を行います。

ウ 地域の支援団体により開催される「地域子育て広場」を開催します。

エ 子どもが中心となり運営し遊び体験等を行う「子どもフェスティバル」事業を行います。

オ 地域の高齢者から農業等を学び、異年齢の子ども・保護者と体験活動の交流の場となる「信州すざか農業小学校」事業を行います。

② 食育の推進

食を通じて、妊娠期から親子や家族、地域との関わりを深め、子ども一人ひとり

の“食べる力”を豊かに育むとともに、健やかな心と身体の発達を促すことをねらいとして食育を推進します。

ア 乳幼児期からの望ましい食習慣を身に着けることは、子どもの心身の健やかな育ちに重要です。家庭での食事が食習慣を身に着ける基礎であり、保護者が発達段階に応じた食に関する理解が得られるよう、栄養士による食事相談や離乳食講座、給食レシピの紹介等、学習の機会や情報の提供に努めます。

イ 保育園では、給食の提供を通して子どもが「食」に対する興味や関心を持てるよう、栄養士による食育指導、地域食材を使った給食の提供、給食サンプルの展示等を実施します。

ウ 子どもが自ら調理を体験し食への興味や関心を広げるきっかけとするため、親や祖父母とともに食事を準備し、一緒に楽しんで食べる調理体験を保育園、児童センター等で開催します。また、食育ボランティア団体と連携することで、伝統食や郷土料理の調理体験を通じて食文化についての理解を深める取り組みを行います。

エ 地域の生産者と連携をとり指導・支援を受けながら、保育園内や地元農業サークル等の畑で地域食材や伝統野菜の栽培・収穫体験を行い、収穫した野菜等の食材を給食に活用したりすることで、自然や食物への関心を深めるとともに、生産者との交流を図ります。

オ 子どもの発達に合わせた途切れのない食育を推進するために、家庭・地域・学校などが連携して「食育の推進」に取り組むために食育リーフレットを活用します。また、第3期須坂市食育推進基本計画の基本理念を目指し「早ね 早おき 朝ごはん」を合言葉に、「朝ごはんをしっかりと食べよう」「生活リズムを整えよう」「一緒に食べよう」を具体的な啓発内容として取り組みます。

カ 学校給食センターでは、食に関する児童生徒の自己管理能力の育成を目指し、健康で生きるための「食」を学び実践につなげるために「食育全体計画」を定め、栄養教諭による各学校での食育授業等を計画的に実施します。また、毎日の給食に合わせて発信している「給食センターだより」を各学校で活用することにより、「食」に対する興味・関心・知識を深め、学校給食が「生きた教材」となるように努めます。市のホームページ、ケーブルテレビなどのメディアを通じ、家庭や地域へ啓発活動を行います。

③ 子どもの心を育む事業の推進

豊かな経験を子どもたちに提供し、子どもの豊かな育ちを支援します。

ア 子育て支援センター・児童センターにおいて、子どもの心身の発達を促すため、体操やリズム遊び、読み聞かせ、音楽鑑賞などの各種講座を実施します。

イ 絵本を介した子どもへの言葉かけやスキンシップなどを促し、子どもの心を育てるとともに親子の心のふれあいを支援するため、ブックスタート事業を実施します。

- ウ 幼稚園・保育園等での異年齢の子どもとの交流により、子ども同士の関わりを広げ、憧れやいたわりの気持ちを醸成します。
- エ 遠足などの園外活動を行うことでより豊かな自然環境に触れたり、地域の公共施設の利用や、地域で働き、暮らす人々との出会いを通して、園とは異なる場所の使い方やきまりを知り、他人に配慮する等、社会生活の基礎が身につけられるようにします。
- オ 幼稚園・保育園等では、社会的伝統的行事を取り入れ、子どもが伝統文化の良さに触れたり、社会行事の意味を知ることによって地域に目を向けたり感謝する気持ちを育てます。
- カ 遊びの中で英語に親しむことで、子どもの好奇心を刺激するとともに小学校教育で行われる英語教育につなげます。
- キ 幼児期からの人権教育プログラムを導入することにより、子どもたちの自尊感情を育み、健やかな育ちを支援します。
- ク 信州の豊かな自然環境や地域資源を積極的に活用した、室外での多様な体験活動を基軸とする「信州型自然保育（信州やまほいく）」に取り組みます。
- ケ 明るく楽しい家庭づくりを推進するため、毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、市内在住の小・中学生から「家庭の日」に関する作文・ポスターを募集し、表彰や展示等を行い、家庭や地域に啓発活動を行います。



3 社会的支援の必要な子どもやその家庭への支援

関係機関で連携し、特別に支援を必要とする子ども及び家庭を早期に把握する体制を整え、総合的・継続的な支援を推進します。

(1) 児童虐待防止対策の充実

① 養育支援訪問事業

<事業の概要>

児童の養育について、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安、孤立感等を抱える家庭又は虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対し、保健師等を派遣して専門的な助言・指導を行い、家事・育児を援助し、安定した児童の養育に繋がるよう支援をする事業です。

<取り組み実施状況>

- ア 保健師による専門的相談支援や、ヘルパーによる家事育児支援を行っています。
- イ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）をはじめとした母子保健事業の実施及び医療機関との連携により把握した支援を必要とする乳幼児や妊婦等に対し、居宅訪問による支援（養育相談、育児・家事援助）を行っています。

<量の見込及び確保の方策>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象家庭数	19件	19件	19件	19件	19件
実施体制	<p>【養育支援訪問事業】 保健師・助産師派遣、家事・育児介助支援者派遣</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 調査及び聞き取り 2 養育支援訪問事業検討会議（援助方針の検討） 3 支援計画書作成 4 実施関連機関による実施内容確認 5 養育支援の実施 <ol style="list-style-type: none"> ① 保健師等による専門的な指導 ② ヘルパーによる育児・家事援助 				

② 要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援

<事業の概要>

要保護児童対策地域協議会（須崎市虐待被害者等支援対策連絡協議会）を設置し、支援が必要な児童・家庭に対し、関係機関が連携した対応ができるよう情報共有を行い、迅速な支援を行う事業です。 ※体制（イメージ）図は P66 のとおり

<取り組み実施状況>

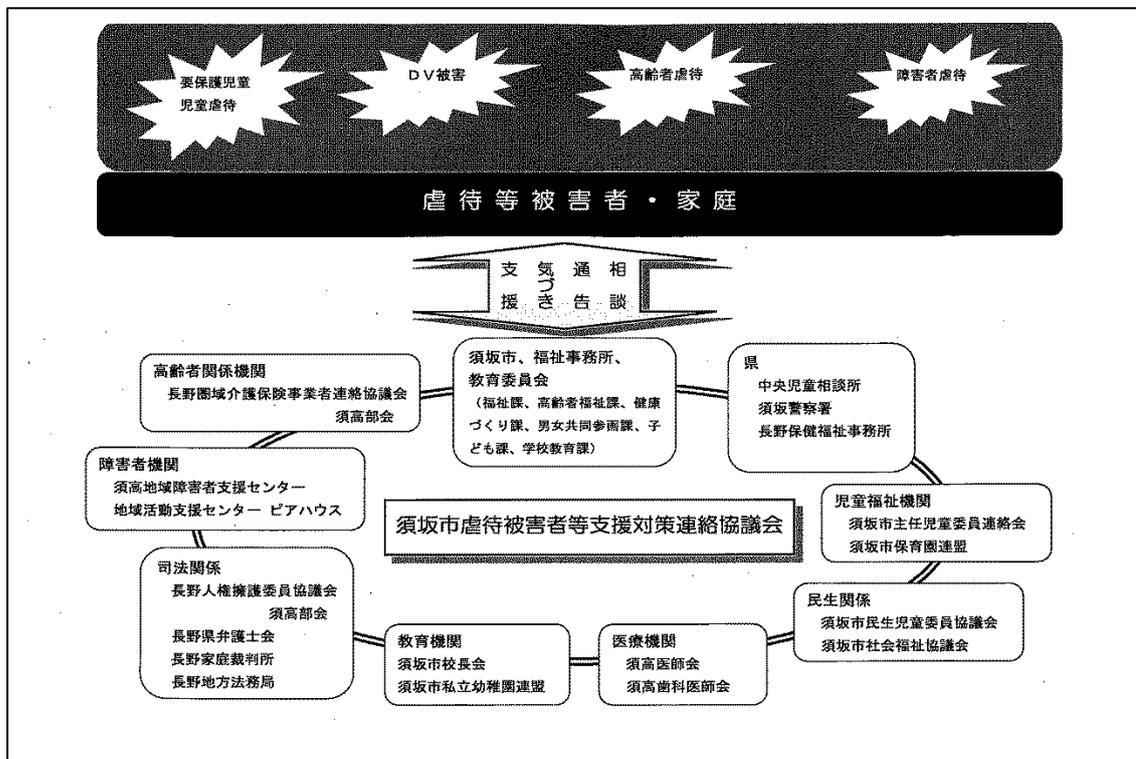
須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会

- | | |
|---------------|-------|
| ア 代表者会議 | 年1回開催 |
| イ 児童虐待実務担当者会議 | 年3回開催 |
| ウ 個別ケース検討会議 | 随時開催 |

<取り組み内容>

- ア 須坂市虐待被害者等支援対策連絡協議会の活動を軸に、情報の共有と関係機関の連携を図り、組織的かつ専門的に対応します。
- イ 児童虐待を予防するため、母子健康手帳交付時や健診時、また、乳児家庭全戸訪問事業等母子保健事業や医療機関との連携を通じて、子どもの養育に不安を抱える家庭・虐待リスクを早期に把握するとともに、特に支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業を適用し、適切な支援に繋がります。
- ウ 児童相談所等の専門機関や地域の関係者と連携し、被虐待児童及びその家庭に寄り添い、家族の絆の回復と自立への支援に努めます。
- エ 保育園や子育て支援センター等、児童や保護者に接する機関及び専門相談対応に応じる職員については、専門研修受講による資質向上に努めます。
- オ 広報誌・啓発チラシ・ポスター等による児童虐待防止の広報・啓発に努めます。

体制（イメージ図）



③ 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

<事業の概要>

CAP研修（人権教育プログラム）を実施します。

※ CAPとは、Child Assault Prevention（子どもへの暴力防止）の頭文字をとったもので、子どもたちが、いじめ、痴漢、虐待、性暴力といった様々な暴力から自分を守るための人権教育プログラムです。

<取り組み実施状況>

教職員ワークショップ、保護者ワークショップ、子どもワークショップをNPO法人子ども・人権・エンパワメントCAPながのに講師を依頼し行っています。

<取り組み内容>

ア 児童は、児童本人の自己肯定感を高め、人権感覚を養うため、保育園年長児童を対象に人権教育プログラムを導入し、いやだと感じることを大人に相談できるようにします。

イ 教職員、保護者は、暴力や権利の基礎知識、親子の関わりについて学びます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ア 母子・父子自立支援員による積極的かつ適切な母子・父子相談業務を実施します。

イ 県と連携し、希望者に対する的確な福祉資金貸付を実施します。

ウ ひとり親家庭の児童の健やかな育ちを支援することを目的とした、児童扶養手当の支給を確実に実施します。

エ ハローワーク等関係機関と連携をしながら、就業の自立を支援します。

(3) 特別な支援が必要な子どもへの支援の充実

① 幼児期の支援

ア 親子通園施設くれよんの運営

就学前の身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童及び発達に支援を必要とする児童が保護者とともに通所し、生活指導等やその保護者への相談等の支援を行うとともに、作業療法士や音楽療法士等による療育を行います。

イ すこやか相談事業の実施

子どものすこやかな発育、発達を支援し、スムーズな就学につなげるために「すこやか相談事業」を実施します。

(ア) 5歳児巡回

年中児を対象に、その保護者及び担任に「おたずね票・調査書」を配布し、要観察児を抽出します。その後、専門スタッフ（すこやか相談コーディネータ、教育相談員、家庭児童相談員、作業療法士、保健師等）が園を巡回し、主に、

抽出した児童を支援プログラムにより観察し、園長・担任とのカンファレンスを実施します。継続観察が必要な児童は、「6歳児巡回」へつなげていきます。

(イ) 6歳児巡回

専門スタッフが園を巡回し、継続観察とした年長児童の経過観察を行います。さらに、継続観察とした児童については、就学移行支援シートを作成し、小学校へ引き継ぎます。

(ウ) すこやか教室

対象児童とその保護者を対象に、小集団での療育教室を月1回土曜日に開催します。

(エ) 小学校巡回

6歳児巡回で引き継がれた児童を対象に、巡回観察を行います。1年後、「成長の様子シート」を小学校で作成し、出身の園に送付します。

ウ 加配保育士の配置

(ア) 一人ひとりの特性や成長段階に応じた支援を行い、関係機関が連携し、相談体制の充実、乳幼児期から就学児期まで切れ目のない支援を行います。

(イ) 幼稚園・保育園・認定こども園においては、保育士の加配により、特別な支援を必要とする児童の受入れについて積極的に対応します。

エ 医療的ケア児等への対応

医療的ケアが必要な児童の発達に必要な集団生活や、保育活動が保障される支援体制を検討していきます。

※ 医療的ケアとは日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養等の医療行為のこと。

② 小・中学校における支援

ア 教育支援事業

心身に障がいのある幼児、児童・生徒の教育相談（就学相談）、教育支援を行います。須坂市教育支援委員会では市内小・中・支援学校及び教育相談専門委員会より提出された資料を基に、就学に関し協議、判断を行い、当該児童の保護者の意向を確認しながら、適切な学びの場の選定についての支援を行います。

イ 須坂支援学校の管理運営

「地域の子どもは地域で育てる」の理念の実現に向けて設立された、県内初の市立特別支援学校として、障がいのある子もない子も地域で共に育つための地域への理解啓発や環境づくり、また、須高地域全体の特別支援教育のセンター的機能の充実を図ることなど、教育環境整備事業等の管理運営を行います。

ウ 通級指導教室における支援

通常の学級に在籍しながら、障がいの状態に応じ、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を行います。発音に課題がある児童を対象とした「ことばの教室」が須坂小学校にあり、コミュニケーションの取り方や行動の仕方などに課題がある児童・生徒を対象とした、LD等通級指導教室「ま

なびの教室」が須坂小学校、墨坂中学校にあります。

エ 特別支援学級における支援

小学校・中学校には、特別支援学級が開設され、学校生活の困難さに応じて、個別に配慮された中で活動します。

オ 教員補助員の配置

特別支援学級や通常学級に在籍する支援を必要とする児童生徒に対し、教員補助員を配置して、個々に寄り添ったきめ細かい支援を行います。

カ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の配置

小中学校にスクールカウンセラーを配置して、不登校や学校不適應等、悩みを抱える児童生徒や保護者とのカウンセリングを行い、安定した学校生活や家庭生活を送るための支援にあたります。

また、スクールソーシャルワーカーが各校のスクリーニング会議や支援会議等で助言し、いじめや不登校改善に向けて家庭を支援します。

各中学校には、心の教室相談員を配置し、生徒が気軽に話したり相談したりして、安定した学校生活を送れるよう支援します。

キ 不登校児童生徒支援員等の配置

不登校児童生徒支援員や中間教室適應指導員を配置し、学校や家庭と連携しながら、不登校や学校を休みがちな児童生徒、学級に入れない児童生徒等の支援を行います。

ク 外国籍児童生徒支援員の配置

外国籍児童生徒支援員を配置し、日本語の読み書きが十分でない外国籍等の児童生徒の支援を行います。

③ 須坂市、長野県による支援・サービス

ア 障がい児福祉手当の支給

日常生活において常時介護を必要とする重度障がい児に対して、障害児福祉手当を支給します。

イ 障がい児通所支援

児童福祉法による障がい児を対象とした福祉サービスの支給を決定します。

(ア) 放課後等デイサービス

就学中の児童に対して、放課後や休日を利用して生活能力向上のための訓練等を提供します。

(イ) 保育所等訪問支援

保育園等を利用中、または今後利用を予定する障がい児に対して、訪問により保育園等における集団生活適應のための専門的な支援を提供し、保育園等の安定的な利用を支援します。

(ウ) 児童発達支援事業

未就学の障がい児に対して通所による療育を提供します。

(エ) 児童発達支援センター／医療型児童発達支援センター

身近な地域の障がい児支援の拠点として、障がい児や家族への支援、支援者に対する支援を提供します。(令和2年度までに設置を検討します。)

ウ 育成医療

身体上の障がいを除去したり、障がいの程度を軽くするために必要な手術等に要する医療費を給付します。医療費の自己負担が1割になるほか、世帯の所得に応じた自己負担の上限月額が設定されます。

エ 特別児童扶養手当の支給

児童の健やかな育ちを支援することを目的とした、特別児童扶養手当の支給を確実に実施します。

④ その他

ア 支援員(職員)の資質向上の取組

相談・支援を行う支援員等は、県等が実施する専門研修に積極的に参加し、資質の向上を図ります。

4 仕事と生活の調和がとれる社会づくり

本計画に先立ち実施したニーズ調査において、保護者が最も重要な子育て支援施策としてあげているのが「仕事と家庭生活の両立できる環境」です。

保育サービスの充実を図り子育て家庭への支援を推進するとともに、仕事や家事・育児などへの責任を男女がともに担い、多様な働き方が実現できる、仕事と生活が調和した働きやすい職場の環境づくりに取り組んでいきます。

(1) 子育てしやすい職場など環境づくりの促進

- ア 関係機関や市内事業所と連携し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
- イ 働き方改革により、労働時間の縮減、有給休暇取得など子育てしやすい労働環境の推進を図るよう啓発します。
- ウ 「社員の子育て応援宣言」(子育てしながら働きやすい職場環境づくりを宣言)を多くの企業が登録するよう啓発に努めます。
- エ 育児休業法等各種制度の普及啓発に努めます。
- オ 地域社会に向けて、男女共同参画のための意識の向上を図ります。
- カ 父親が仕事も家事も育児も主体的に楽しめるよう、家庭教育セミナーや育児講座への父親参加促進などに取り組みます。
- キ 幼稚園・保育園・認定こども園、子育て支援センター等で実施する各種行事や、家庭教育セミナー等を通じて、家族が協力して子育てをすることの大切さを啓発します。

(2) 子育て家庭における就労支援

- ア 就業支援センターにおいて、子育て中の保護者の就労に向けた情報提供及び相談支援を実施します。
- イ 子育て支援センターで、県と連携した「女性就業相談」を行います。
- ウ 幼稚園・保育園等や放課後児童クラブ、ファミリー・サポート・センターなど、多様な働き方に対応した子育て支援の充実を図ります。

V 計画の推進体制

本計画の策定・推進については、庁内関係課における実施体制とともに、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て支援法に基づく「須坂市子ども・子育て会議」において議論を行っていきます。計画の実施状況や評価については、「須坂市子ども・子育て会議」において毎年度点検・評価を行います。

資料編

目次

● 関係法令等	ページ
1 子ども・子育て支援法（抄）	資料- 1
2 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（項目抜粋）	資料- 5
● 須坂市子ども・子育て会議	
1 須坂子ども・子育て会議条例	資料- 6
2 須坂市子ども・子育て会議委員名簿	資料- 8
3 諮問書	資料- 9
4 答申書	資料- 9
5 須坂市子ども・子育て会議審議経過	資料-10
● 「須坂市子ども・子育てアンケート調査」アンケート内容	
	資料-12

● 関係法令等

1. 子ども・子育て支援法

子ども・子育て支援法（抄）

制定：平成24年8月22日号外法律第65号
最終改正：令和1年5月17日号外法律第7号

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第3条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければな

らない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第5条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(定義)

第6条 この法律において「子ども」とは、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

2 この法律において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

(特定教育・保育施設の確認)

第31条 (略)

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

3 (略)

(特定地域型保育事業者の確認)

第43条 (略)

2 (略)

3 市町村は、第1項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

4 (略)

5 (略)

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容
- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（市町村等における合議制の機関）

第 77 条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
- 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理するこ

と。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4 (略)

5 (略)

2. 子ども・子育て支援法に基づく基本指針（項目抜粋）

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針

第1 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 一 子どもの育ち及び子育てをめぐる環境
- 二 子どもの育ちに関する理念
- 三 子育てに関する理念と子ども・子育て支援の意義
- 四 社会のあらゆる分野における構成員の責務、役割

第2 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項

- 一 教育・保育を提供する体制の確保、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的考え方
- 二 子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携及び協働

第3 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

- 一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項
 - 1 教育・保育提供区域の設定に関する事項
 - 2 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
 - 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項
 - 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項
- 三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項
 - 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項
 - 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

第4 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項

第5 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

第6 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

- 一 地方版子ども・子育て会議の設置に関する事項
- 二 地方版子ども・子育て会議における子ども・子育て支援策の点検・評価に関する事項

● 須坂市子ども・子育て会議

1. 須坂市子ども・子育て会議条例

須坂市子ども・子育て会議条例

平成25年10月1日条例第45号

(設置)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定により、須坂市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、教育委員会の諮問に応じて、次の事項について調査、審議するものとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務の処理に関する事項
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 特別の事項を調査、審議するため必要があるときは、前項の規定にかかわらず、子ども・子育て会議に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験者
- (4) 関係諸団体から推薦を受けた者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

4 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員の再任は妨げない。

3 臨時委員の任期は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査、審議が終了したときまでとする。

(会長等)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、子ども・子育て会議を初めて招集するときは、教育委員会が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 第3条第2項の規定により臨時委員を置く会議における前2項の規定の適用について、当該臨時委員は委員とみなす。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(幹事及び書記)

第7条 子ども・子育て会議に幹事及び書記を置き、教育委員会職員のうちから教育委員会が任命する。

2 幹事は、子ども・子育て会議の所管事務について委員及び臨時委員を補佐する。

3 書記は、会長の指揮を受け庶務に従事する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第3項及び附則第4項の規定は、平成26年4月1日から施行する。

2 (略)

3 (略)

4 (略)

2. 須坂市子ども・子育て会議委員名簿

令和2年(2020年)1月31日現在

◎会長 ○副会長 (敬称略)

No.	氏名	所属等	委員の交代	選出区分
1	竹内 奈津美	須坂市私立幼稚園PTA会長		条例第3条 第3項第1号 (保護者)
2	滝澤 優子	須坂市保育園保護者会連合会会長		
3	川口 千春	須坂市PTA連合会副会長		
4	目黒 としみ	須坂市ファミリー・サポート・センター運営協議会会長		
5	○小林 庸高	須坂市保育園連盟会長		条例第3条 第3項第2号 (子育て支援 事業従事者)
6	安藤 誠	須坂市私立幼稚園連盟代表		
7	太田 寿子	社会福祉法人仁慈協会上高井保育園園長		
8	清水 幸子	学校法人清水学園理事長		
9	田中 菜穂子	須坂市校長会代表		
10	横山 励子	ペチャ*クチャ編集室 編集長		
11	◎永井 康彦	須坂市社会福祉協議会会長		条例第3条 第3項第3号 (学識経験者)
12	山浦 迪博	前民生児童委員協議会児童福祉部会部会長	令和2年3月 まで	
13	宮下 芳一	民生児童委員協議会主任児童委員部会部会長	令和元年12月 23日から	
14	二夕村 朝比古	前須坂市区長会副会長	令和2年2月 まで	条例第3条 第3項第4号 (関係諸団体)
15	長野 美奈子	須坂市保健補導員会理事		
16	堀金 実	須坂商工会議所議員		
17	荻原 公和	連合長野高水地域協議会須高地区連合会会長		

任期 令和元年(2019年)11月1日～令和3年(2021年)10月31日

3. 諮問書

教子第 144 号
令和元年 9 月 30 日

須坂市子ども・子育て会議
会長 永井 康彦 様

須坂市教育委員会
教育長 小林 雅彦

第 2 期 須坂市子ども・子育て支援事業計画について（諮問）

未来を担う一人ひとりの子どもが健やかに成長し、安心して子育てができる地域社会を実現するため、「第 2 期須坂市子ども・子育て支援事業計画（計画期間 令和 2 年度～令和 6 年度）」策定について、須坂市子ども・子育て会議条例第 2 条の規定に基づき、貴会議の意見を求めます。

4. 答申書

令和 2 年 1 月 24 日

須坂市教育委員会
教育長 小林 雅彦 様

須坂市子ども・子育て会議
会長 永井 康彦

第 2 期須坂市子ども・子育て支援事業計画について（答申）

令和元年 9 月 30 日付 31 教子第 144 号において、「第 2 期須坂市子ども・子育て支援事業計画」について諮問を受け、市民の視点あるいは専門的見地から子ども・子育て会議において慎重に審議を重ねてまいりました。

また、須坂市子ども・子育てアンケート調査、パブリックコメント等を通じて市民の皆さんからご意見をお寄せいただき、第 2 期須坂市子ども・子育て支援事業計画に反映させることができました。

今後も、本計画の基本理念である「安心して子どもを産み育て、地域みんなで子育てを支えるまち」「一人ひとりの子どもが、夢と希望に向かって生き生きと育つまち」「家庭生活・仕事が安心してできる、子育てを応援するまち」の実現に向け、保護者のニーズや地域の特性を踏まえながら、より一層の取り組みの推進を望みます。

審議の結果を別冊のとおり答申いたします。

別 冊

・第 2 期須坂市子ども・子育て支援事業計画

2020 年度(令和 2 年度)～2024 年度(令和 6 年度) 答申

5. 須坂市子ども・子育て会議審議経過

		開催日	内 容
平成27年度	第1回	平成27年8月6日	(1)須坂市次世代育成支援計画【後期計画】(H22～H26)の実施結果について (2)須坂市子ども・子育て支援事業計画の推進について
	第2回	平成27年11月13日	(1)須坂市子ども・子育て支援事業の概要について (2)多子世帯を対象とする保育所等の優先利用について (3)保育料の多子世帯軽減の拡充について
平成28年度	第1回	平成28年8月29日	(1)須坂市子ども・子育て支援事業の進捗について (2)須坂市子育て世代包括支援センター「妊娠・子育て何でも相談『おひさま』」について (3)保育士等の子どもを対象とする保育所等の優先利用について (4)特別利用保育等の適用について
	第2回	平成28年12月7日	(1)特別利用保育(特例施設型給付)の保育料について (2)長野県子どもを性被害から守るための条例
平成29年度	第1回	平成29年7月10日	(1)須坂市子ども・子育て支援事業の進捗について (2)利用者負担の軽減について (3)その他 ①保育グランドデザインについて ②子ども・子育て支援事業計画の見直しについて
	第2回	平成29年10月2日	(1)須坂市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて (2)その他 ①保育グランドデザインについて ②子ども・子育て会議委員の推薦について
	第3回	平成29年11月20日	委嘱状の交付 (1)須坂市子ども・子育て支援事業について (2)その他 ①信州こどもカフェ推進地域プラットフォーム構築・運営事業について

平成30年度	第1回	平成30年5月25日	(1)須坂市子ども・子育て支援事業計画の進捗について (2)須坂市子ども・子育て支援事業計画の一部見直しについて (3)須坂市保育所入所に関する規則について (4)その他 ①子育て短期支援事業（ショートステイ）について ②教育認定(1号)の利用者負担額の引き下げについて
	第2回	平成30年11月16日	(1)第2期須坂市子ども・子育て支援事業計画の策定について (2)利用希望把握調査（ニーズ調査）の調査項目について (3)その他
	第3回	平成31年3月25日	(1)須坂市子ども・子育てアンケート調査結果について (2)須坂市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて ①病児保育事業について ②子育て支援ショートステイ事業について (3)その他
令和元年度	第1回	令和元年6月6日	(1)須坂市子ども・子育て支援事業計画の進捗について (2)第2期須坂市子ども・子育て支援事業計画の策定について (3)その他
	第2回	令和元年8月1日	(1)第2期須坂市子ども・子育て支援事業計画（案）について ①施策の体系 ②「量の見込」「確保の内容」「実施時期」 (2)幼児教育・保育の無償化について (3)児童クラブにおける指定管理者制度導入について (4)その他
	第3回	令和元年9月30日	(1)第2期須坂市子ども・子育て支援事業計画について（諮問） (2)第2期須坂市子ども・子育て支援事業計画（案）について (3)支援事業計画策定に係る今後の予定（案） (4)パブリックコメントの実施について（案） (5)須坂市子ども・子育て会議委員の任期満了に伴う次期委員について
	第4回	令和2年1月16日	(1)第2期須坂市子ども・子育て支援事業計画（案）のパブリックコメントの結果について (2)第2期須坂市子ども・子育て支援事業計画の答申（案）について (3)その他
		令和2年1月24日	第2期須坂市子ども・子育て支援事業計画について（答申）

須坂市 子ども・子育てアンケート調査

～ご協力をお願い～

皆様には、日頃より市政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
 さて、幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援の充実を図ることを目的とした子ども・子育て支援新制度が2015年にスタートしました。
 須坂市では、2015年度～2019年度を期間とした「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て家庭を支えるニーズに沿った支援を推進してまいりました。引き続き2020年度以降も、よりニーズに沿った支援を実施していくために、皆様の教育・保育・子育て支援サービスの利用状況や利用希望等を把握することを目的として、本アンケート調査を実施いたします。
 この調査にご協力をいただく方は、市内にお住まいの0～6歳までの就学前のお子さんのいらっしゃるご家庭から無作為に選ばせていただきました。
 この調査の回答により、各施設やサービス事業の利用の可否を確認・決定するものではありません。また、回答は、すべて無記名で統計的に処理しますので、個人が特定されることはなく、子育て支援施策推進以外の目的で使用することはありません。
 調査票のページ数が多くありますが、回答していただく方を限定している設問もありますので、皆様には、調査の趣旨をご理解いただき、どうぞ最後までご協力を賜りますようお願いいたします。

調査票をご記入いただくにあたってのお願い

1. 調査対象は「宛名」のお子さんです。
2. ご記入にあたっては2018年（平成30年）12月1日現在でご回答ください。
3. 設問への回答は、大部分が選択式になっています。該当する選択肢の数字や記号を で囲んでください。回答数は設問ごとに決められています。回答が「その他」などに関しては、（ ）内に記述をしてください。
4. 時間についてご回答いただく設問につきましては、24時間制（例：13時～20時）のご記入をお願いします。

調査票の返信についてのお願い

ご回答いただいた調査票につきましては、
 返信用封筒に入れて
2月8日(金)までに
 切手を貼らずに投函をお願いいたします。

問い合わせ先

須坂市教育委員会 子ども課 子育て支援係
 須坂市大字須坂1528番地の1
 電話：026-248-9026(課専用)



【子ども・子育て支援新制度の趣旨】

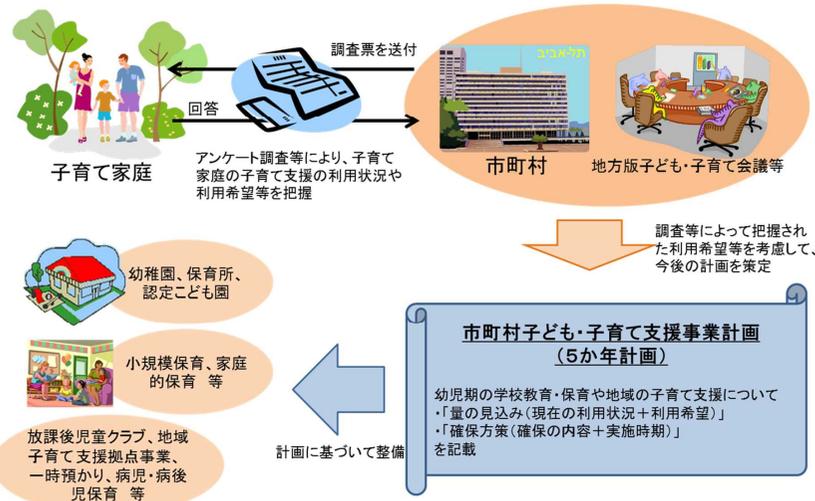
子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかげがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。

子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を目指します。

いただいた回答は地域の子育て支援の充実に生かされます



お住まいの町をうかがいます

問1 お住まいの町名をご記入ください。

町

封筒の宛名のお子さんご家族の状況についてうかがいます

問2 宛名のお子さんの生年月月をご記入ください。(数字は一枠に一字)

平成 年 月生まれ

問3 宛名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。宛名のお子さんを含めた人数をご記入ください。なお2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月月をご記入ください。

(数字は一枠に一字)

きょうだい数 人 末子の生年月 平成 年 月生まれ

問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。あてはまる番号1つにをつけてください。

1. 母親 2. 父親 3. その他 ()

問5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。あてはまる番号1つにをつけてください。

1. 配偶者がいる 2. 配偶者はいない

問6 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係であてはまる番号1つにをつけてください。

1. 父母ともに 2. 主に母親 3. 主に父親 4. 主に祖父母 5. その他 ()

子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます

問7 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)に日常的に関わっている方はどなた(施設)ですか。お子さんからみた関係であてはまる番号すべてにをつけてください。

1. 父母ともに 2. 母親 3. 父親 4. 祖父母 5. 幼稚園
6. 保育所 7. 認定こども園 8. その他 ()

問8 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)に、もっとも影響すると思われる環境すべてにをつけてください。

1. 家庭 2. 地域 3. 幼稚園 4. 保育所 5. 認定こども園
6. その他 ()

問9 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。あてはまる番号すべてにをつけてください。

1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる
2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる
3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
5. いずれもない

問9-1へ

問9-2へ

問10へ

問9-1 問9で「1.」または「2.」に をつけた方にうかがいます。祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。あてはまる番号すべてにをつけてください。

1. 祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる
2. 祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である
3. 祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である
4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい
5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある
6. その他 ()

問9-2 問9で「3.」または「4.」に をつけた方にうかがいます。友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。あてはまる番号すべてにをつけてください。

1. 友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる
2. 友人・知人の身体的負担が大きく心配である
3. 友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である
4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい
5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある
6. その他 ()

問10 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。あてはまる番号1つにをつけてください。

1. いる/ある 問10-1へ 2. いない/ない 問11へ

問10-1 問10で「1。」に をつけた方にうかがいます。相談先としてあてはまる番号すべてに をつけてください。

1. 祖父母等の親族	2. 友人や知人
3. 近所の人	4. 子育て支援施設 (地域子育て支援拠点、児童館等)・NPO等
5. 保健所・保健センター	6. 保育士
7. 幼稚園教諭	8. 民生委員・児童委員
9. かかりつけの医師	10. 自治体の子育て関連窓口
11. その他 【例】ベビーシッター ()	

問11 子育て(教育を含む)をする上で、周囲(身近な人、行政担当者など)からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。ご自由にお書きください。

宛名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます

問12 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をうかがいます。
(1)母親 【父子家庭の場合は記入は不要です】 あてはまる番号1つに をつけてください。

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労している	}	(1)-2へ
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である		
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労している		
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である		
5. 以前は就労していたが、現在は就労していない	}	(2)へ
6. これまで就労したことがない		

(1)-2 1週あたりの「就労日数」、1日あたりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

1週あたり 日 1日あたり 時間

(1)-3 家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

家を出る時刻 時 分 帰宅時刻 時 分
(例) 0 7 時 3 0 分 (例) 1 8 時 1 0 分

(2)父親 【母子家庭の場合は記入は不要です】 あてはまる番号1つに をつけてください。

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労している	}	(2)-2へ
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、育休・介護休業中である		
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労している		
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、育休・介護休業中である		
5. 以前は就労していたが、現在は就労していない		
6. これまで就労したことがない		

問14へ

(2)-2 1週あたりの「就労日数」、1日あたりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

1週あたり 日 1日あたり 時間

(2)-3 家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。

家を出る時刻 時 分 帰宅時刻 時 分
(例) 0 7 時 3 0 分 (例) 1 8 時 1 0 分

問13 問12の(1)または(2)で「3」、「4」(パート・アルバイト等で就労している)に をつけた方にうかがいます。フルタイムへの転換希望はありますか。あてはまる番号1つに をつけてください。

(1)母親

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

(2)父親

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

問14 問12の(1)または(2)で「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6.これまで就労したことがない」をつけた方にうかがいます。就労したいという希望はありますか。あてはまる番号・記号それぞれ1つにをつけ、該当する内には数字をご記入ください。

(1) 母親

1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)

2. 1年より先、一番下の子どもが 歳になったところに就労したい
 ↓(子が一人の場合を含む)

3. すぐにも、もしくは1年以内に就労したい
 希望する就労形態 ()
 ア.フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)
 イ.パートタイム、アルバイト等(「ア」以外)
 1週あたり 日 1日あたり 時間

(2) 父親

1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)

2. 1年より先、一番下の子どもが 歳になったところに就労したい
 ↓(子が一人の場合を含む)

3. すぐにも、もしくは1年以内に就労したい
 希望する就労形態 ()
 ア.フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)
 イ.パートタイム、アルバイト等(「ア」以外)
 1週あたり 日 1日あたり 時間

宛名のお子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況についてうかがいます

ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指します。具体的には、幼稚園や保育所など、問15-1に示した事業が含まれます。

問15 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。あてはまる番号1つにをつけてください。

1. 利用している 問15-1へ 2. 利用していない 問15-5へ

問15-1 問15で「1.利用している」に つけた方にうかがいます。宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的」に利用している事業をお答えください。あてはまる番号すべてにをつけてください。

1. 幼稚園 (通常の就園時間の利用)	2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預けることを定期的に利用している)
3. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの、市内だと公立保育所、私立保育所が該当)	4. 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
5. 小規模な保育施設 (国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員が概ね6~19人のもの) 市内にはありません	6. 家庭的保育 (保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業)
7. 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)	8. 自治体の認証・認定保育施設 (認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設) 市内にはありません
9. その他の認可外の保育施設 市内にはありません	10. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)
11. ファミリー・サポート・センター (育児を支援したい人と支援してほしい人が会員となり、育児について助け合う会員組織による事業)	12. その他()

問15-2 平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。1週あたり何日、1日あたり何時間(何時から何時まで)かを、具体的な数字でご記入ください。

(1) 現在

1週あたり 日 1日あたり 時間 (時 ~ 時)

(2) 希望

1 週あたり 日 1 日あたり 時間 (時 ~ 時)

問 15-3 現在、利用している教育・保育事業の実施場所について、いずれかに をつけてください。

1 . 須坂市内 2 . 他の市区町村

問 15-4 平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由について、あてはまる番号すべてに をつけてください。

- 1 . 子どもの教育や発達のため
- 2 . 子育て (教育を含む) をしている方が現在就労している
- 3 . 子育て (教育を含む) をしている方が就労予定がある / 求職中である
- 4 . 子育て (教育を含む) をしている方が家族・親族などを介護している
- 5 . 子育て (教育を含む) をしている方が病気や障害がある
- 6 . 子育て (教育を含む) をしている方が学生である
- 7 . その他 ()

問 15-5 問 15 で「2 . 利用していない」に をつけた方にうかがいます。利用していない理由は何ですか。理由としてもっともあてはまる番号すべてに をつけてください。該当する 内には数字を記入してください。

- 1 . (子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で) 利用する必要がない
- 2 . 子どもの祖父母や親戚の人がみている
- 3 . 近所の人や父母の友人・知人がみている
- 4 . 利用したいが、保育・教育の事業に空きがない
- 5 . 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない
- 6 . 利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない
- 7 . 利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない
- 8 . 子どもがまだ小さいため (歳くらいになったら利用しようと考えている)
- 9 . その他 ()

問 15-6 幼稚園を利用されていて、かつ、問 15-4 で「2 . 子育てをしている方が現在就労している」に をつけた方にうかがいます。

(1) あてはまる番号 1 つに をつけてください。

- 1 . 現在、幼稚園においてほぼ毎日預かり保育を利用している (1) - 1 へ
- 2 . 現在、幼稚園における預かり保育を利用していないが、他の保育事業等を利用している (1) - 2 へ
- 3 . 現在、特に利用している保育事業等はない (上記 1・2 に該当しない)
親族、知人、友人等による預かりは 3 としてお答えください。また、親族等による預かりが中心で、時おり (例えば週 1 日程度) 幼稚園の預かり保育を利用するような方も 3 としてお答えください。

(1) - 1 (1) で「1 .」に をつけた方にうかがいます。週あたりの「利用日数」、1 日あたりの「利用時間」をお答えください。利用日数や利用時間が一定でない場合は、最も多いパターンについてお答えください。

1 週あたり 日 1 日あたり 時間

(1) - 2 (1) で「2 .」に をつけた方にうかがいます。どういった保育事業等を利用されているか、あてはまる番号 1 つに をつけてください。また、週あたりの「利用日数」、1 日あたりの「利用時間」をお答えください。利用日数や利用時間が一定でない場合は、最も多いパターンについてお答えください。

利用している事業

- 1 . 保育所の一時預かり (私用などの理由を問わずに一時的に子どもを預かる事業)
- 2 . ファミリー・サポート・センター事業
- 3 . ベビーシッター
- 4 . 認可外の保育施設
- 5 . その他 (具体的な事業名等 :)

(下記もご記入ください)

1 週あたり 日 1 日あたり 時間

問16 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。あてはまる番号すべてに をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

1. 幼稚園 (通常の就園時間の利用)	2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ) 市内の幼稚園でも実施している園が多く、例えば、朝は7:30から、また夕方は18:30まで等(園によって違います。)延長して預かり保育を実施しています。
3. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの) 須坂市公立保育所の利用料 (世帯所得税額等に応じて算出) 3歳未満児 最高額 57,500円 3歳以上児 最高額 35,500円 *現在、国で無償化が検討されています。 ただし給食費については徴収予定	4. 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
5. 小規模な保育施設 (国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6~19人のもの)	6. 家庭的保育 (保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業)
7. 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)	8. 自治体の認証・認定保育施設 (認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設)
9. その他の認可外の保育施設	10. 居宅訪問型保育 (ベビーシッターのような、保育者が子どもの家庭で保育する事業)
11. ファミリー・サポート・センター	12. その他()

問16-1 教育・保育事業を利用したい場所についてうかがいます。いずれかに をつけてください。

1. 須坂市内	2. 他の市区町村
---------	-----------

問16-2 問16で「1. 幼稚園(通常の就園時間の利用)または「2. 幼稚園の預かり保育」に をつけ、かつ3~12にも をつけた方にうかがいます。特に幼稚園(幼稚園の預かり保育をあわせて利用する場合を含む)の利用を強く希望しますが、あてはまる番号に をつけてください。

1. はい	2. いいえ
-------	--------

宛名のお子さんの地域の子育て支援事業の利用状況についてうかがいます

問17 宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「子育て支援センター」「地域子育て広場」等)を利用していますか。次の中から、利用されているものすべてに をつけてください。また、おおよその利用回数(頻度)を 内にご記入ください。

1. 子育て支援センター・児童センター (地域子育て支援拠点事業：親子が集まって過ごしたり、相談をする場) 1週あたり <input type="text"/> 回 もしくは 1ヵ月あたり <input type="text"/> 時間
2. その他当該自治体で実施している類似の事業 (具体名：公民館・公会堂での「地域子育て広場」) 開催されれば毎回参加する を <input type="text"/> もしくは 年間 <input type="text"/> <input type="text"/> 回
3. 利用していない(理由に を) 理由 1. 知らなかった 2. 遠い 3. 行くのがめんどろ 4. 行きづらい雰囲気 5. 必要ない 6. その他()

問18 問17のような地域子育て支援拠点事業の今後の利用についてうかがいます。あてはまる番号1つに をつけて、おおよその利用回数(頻度)を 内に数字でご記入ください。

子育て支援センター(馬場町)で行っている事業の一部です！ 児童センターでも親子遊びの提供をしています！

- ・遊びの広場(毎週水曜日)
- ・ミニ講座(コンサート・ベビーマッサージ・歌あそび・親子運動あそび等)
- ・育児講座(すくすく育児ランド・ピアママサロン・すくすくパパ・すくすくホーム等)
- ・子育て相談(食育相談...管理栄養士・子育て相談...家庭児童相談員)
- ・乳幼児救急法
- ・歯科指導
- ・シルバー人材センター会員さんとの交流
- ・中高生と赤ちゃんのふれあい事業
- ・おもちゃ図書館
- 地域子育て広場
- ・地域の保健指導員さんが主体で、地域公民館や公会堂、コミュニティセンターで開催されます。
- ・親子で楽しめる遊びの場を提供しています。

1. 利用していないが、今後利用したい 1週あたり <input type="text"/> 回 もしくは 1ヵ月あたり <input type="text"/> 回程度
2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい 1週あたり更に <input type="text"/> 回 もしくは 1ヵ月あたり更に <input type="text"/> 回程度
3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない(理由に を) 理由 1. 知らなかった 2. 遠い 3. 行くのがめんどろ 4. 行きづらい雰囲気 5. 必要ない 6. 今の利用の仕方十分 7. その他()

問19 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。～の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかにをつけてください。

	A 知っている	B 利用したことがある	C 今後利用したい
母親（父親）学級、両親学級、育児学級	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
保健センターの情報・相談事業	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
家庭教育・子育てに関する学級・講座・セミナー	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
子ども課相談窓口	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
教育相談室	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
公立保育所での子育て相談	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
保育所や幼稚園の園庭等の開放	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
須坂市子育てガイド S*kids	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
（HP内）子育てナビ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
子ども課メルマガ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
保育園給食レシピ集	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
須坂市子育て応援アプリ「すまいるナビ」	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
妊娠・子育てなんでも相談「おひさま」	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

宛名のお子さんの土曜・休日や長期休暇中の

「定期的」な教育・保育事業の利用希望についてうかがいます

問20 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。希望がある場合は、利用したい時間帯を、ご記入ください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。親族・知人による定期的な預かりは含みません。

(1) 土曜日

1. 利用する必要はない

2. ほぼ毎週利用したい

3. 月に1～2回は利用したい

⇒ 利用したい時間帯 時 分 ~ 時 分

(例 09時 30分 12時 30分)

(2) 日曜・祝日

1. 利用する必要はない

2. ほぼ毎週利用したい

3. 月に1～2回は利用したい

⇒ 利用したい時間帯 時 分 ~ 時 分

(例 09時 30分 12時 30分)

問20-1 問20の(1)もしくは(2)で、「3月に1～2回は利用したい」に をつけた方にうかがいます。毎週ではなく、たまに利用したい理由は何ですか。あてはまる番号すべてに をつけてください。

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| 1. 月に数回仕事が入るため | 2. 平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため |
| 3. 親族の介護や手伝いが必要なため | 4. 息抜きのため |
| 5. その他 () | |

問21 「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。宛名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。希望がある場合は、利用したい時間帯を、ご記入ください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

1. 利用する必要はない

2. ほぼ毎日利用したい

3. 週に数日利用したい

⇒ 利用したい時間帯 時 分 ~ 時 分

(例 09時 30分 12時 30分)

問21-1 問21で、「3週に数日利用したい」に をつけた方にうかがいます。毎日ではなく、たまに利用したい理由はなんですか。あてはまる番号すべてに をつけてください。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 週に数回仕事が入るため | 2. 買い物等の用事をまとめて済ませるため |
| 3. 親等親族の介護や手伝いが必要なため | 4. 息抜きのため |
| 5. その他 () | |

宛名のお子さんの病気の際の対応についてうかがいます

(平日の教育・保育を利用する方のみ)

問 2 2 平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方 問 15 で 1 に をつけた方
にうかがいます。(利用していらない方は、問 2 3 にお進みください。)この 1 年間に、宛名
のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。

1. あった	問 2 2 - 1 へ	2. なかった	問 2 3 へ
--------	-------------	---------	---------

問 2 2 - 1 宛名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、
この 1 年間に行った対処方法としてあてはまる記号すべてに をつけ、それぞれの日数も 内にご記
入ください(半日程度の対応の場合も 1 日とカウントしてください。)

1 年間の対処方法	日数	
ア. 父親が休んだ	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	} 問 2 2 - 2 へ
イ. 母親が休んだ	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	
ウ. (同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	} 問 2 2 - 5 へ
エ. 父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	
オ. 病児・病後児の保育を利用した (保育所(園)で実施しているサービスを含む)	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	
カ. ベビーシッターを利用した	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	
キ. ファミリー・サポート・センターを利用した	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	
ク. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	
ケ. その他 ()	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	

問 2 2 - 2 問 22-1 で「ア」「イ」のいずれかに回答した方にうかがいます。その際、「できれば病児・
病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。あてはまる番号 1 つに をつけ、日数
についても 内に数字でご記入ください。なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利
用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	問 2 2 - 3 へ
2. 利用したいとは思わない		問 2 2 - 4 へ

問 2 2 - 3 問 22 - 2 で「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」に をつけた方にうかがいま
す。上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。あては
まる番号すべてに をつけてください。

1. 他の施設(例:幼稚園・保育所等)に併設した施設で子どもを保育する事業
2. 小児科等医療機関に併設した施設で子どもを保育する事業
3. 地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業(例:ファミリー・サポート・センター等)
4. その他 ()

問 2 2 - 4 問 22 - 2 で「利用したいと思わない」に をつけた方にうかがいます。そう思われる理由
についてあてはまる番号すべてに をつけてください。

1. 子どもが病気の時は子どもを安心させるため家庭(又は親族)で看たい
2. 病児・病後児を他人に看てもらうのは不安
3. 地域の事業の質に不安がある
4. 地域の事業の利便性(立地や利用可能時間日数など)がよくない
5. 利用料がかかる・高い
6. 利用料がわからない
7. 親が仕事を休んで対応する
8. その他 ()

問 2 2 - 5 問 22 - 1 で「ウ」から「ケ」のいずれかに回答した方にうかがいます。その際、「できれば父
母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。あてはまる番号 1 つに をつけ、「ウ」から
「ケ」の日数のうち仕事を休んで看たかった日数についても数字でご記入ください。

1. できれば仕事を休んで看たい	<input type="text"/> <input type="text"/> 日	問 2 3 へ
2. 休んで看ることは非常に難しい		問 2 2 - 6 へ

問 2 2 - 6 問 22 - 5 で「2. 休んで看ることは非常に難しい」に をつけた方にうかがいます。そう思
われる理由についてあてはまる番号すべてに をつけてください。

1. 子どもの看護を理由に休みがとれない
2. 自営業なので休めない
3. 休暇日数が足りないので休めない
4. その他 ()

宛名のお子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用についてうかがいます

問23 宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。ある場合は、あてはまる番号すべてにをつけ、1年間の利用日数(おおよそ)も 内に数字でご記入ください。

利用している事業・日数(年間)	
1. 一時預かり (私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業)	日
2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ)	日
3. ファミリー・サポート・センター	日
4. 夜間養護等事業：トワイライトステイ (児童養護施設等で休日・夜間、子どもを保護する事業)	日
5. ベビーシッター	日
6. その他()	日
7. 利用していない	日

問24へ

問23-1へ

問23-1 問23で「7. 利用していない」と回答した方にうかがいます。現在利用していない理由は何ですか。あてはまる番号すべてにをつけてください。

1. 特に利用する必要がない	2. 利用したい事業が地域にない
3. 地域の事業の質に不安がある	4. 地域の事業の利便性(立地や利用可能時間・日数等)がよくない
5. 利用料がかかる・高い	6. 利用料がわからない
7. 自分が事業の対象者になるのかわからない	8. 事業の利用方法(手続き等)がわからない
9. その他()	

問24 宛名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用する必要があると思いますか。利用希望の有無についてあてはまる番号・記号すべてにをつけ、必要な日数をご記入ください(利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を 内に数字でご記入ください。)
なお事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい	日	問24-1へ
ア. 私用(買物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等)リフレッシュ目的	日	
イ. 冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院等	日	
ウ. 不定期の就労	日	
エ. その他()	日	
2. 利用する必要はない		問25へ

問24-1 問24で「1. 利用したい」に つけた方にうかがいます。問24の目的でお子さんを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。あてはまる番号すべてにをつけてください。

1. 大規模施設で子どもを保育する事業(例: 幼稚園・保育所等)
2. 小規模施設で子どもを保育する事業(例: 地域子育て支援拠点等)
3. 地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業(例: ファミリー・サポート・センター等)
4. その他()

問25 この1年間に、保護者の用事(冠婚葬祭、保護者・家族の病気など)により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありませんでしたが(預け先が見つからなかった場合も含みます)。あった場合は、この1年間の対処方法としてあてはまる番号すべてにをつけ、それぞれの日数も 内に数字でご記入ください。

1年間の対処方法		日数
1. あった	ア. (同居者を含む)親族・知人にみてもらった	泊
	イ. 短期入所生活援助事業(ショートステイ)を利用した(児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業)	泊
	ウ. イ以外の保育事業(認可外保育施設、ベビーシッター等)を利用した	泊
	エ. 仕方なく子どもを同行させた	泊
	オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	泊
	カ. その他()	泊
2. なかった		

問25-1へ

問26へ

問25-1 問25で「1.あった ア(同居者を含む)親族・知人にみてもらった」と答えた方にうかがいます。その場合の困難度はどの程度でしたか。あてはまる番号1つに をつけてください。

1. 非常に困難 2. どちらかという困難 3. 特に困難ではない

宛名のお子さんが5歳以上である方に、
小学校就学後の放課後の過ごし方についてうかがいます

5歳未満の方は、問30へ

問26 宛名のお子さんについて、小学校低学年等(1~4年生)のうち、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。あてはまる番号すべてに をつけ、それぞれ希望する週あたり日数をご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合には、利用を希望する時間も 内にご記入ください。

「放課後児童クラブ」...平日の小学校終了後、保護者が就労等により家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 自宅	週	<input type="text"/>	日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週	<input type="text"/>	日くらい
3. 習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	週	<input type="text"/>	日くらい
4. 児童センター 1	週	<input type="text"/>	日くらい
5. 放課後児童クラブ〔学童保育〕	週	<input type="text"/>	日くらい
	下校時から	<input type="text"/>	時 <input type="text"/>
			分まで (例：18時30分まで)
6. ファミリー・サポート・センター	週	<input type="text"/>	日くらい
7. その他(公民館、公園など)	週	<input type="text"/>	日くらい

1 児童センターで行う放課後児童クラブの利用を希望する場合は「5」に回答

問27 宛名のお子さんについて、小学校高学年(5~6年生)になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。あてはまる番号すべてに をつけ、それぞれの週あたり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合には利用を希望する時間も 内にご記入ください。

1. 自宅	週	<input type="text"/>	日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週	<input type="text"/>	日くらい
3. 習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	週	<input type="text"/>	日くらい
4. 児童センター 1	週	<input type="text"/>	日くらい
5. 放課後児童クラブ〔学童保育〕	週	<input type="text"/>	日くらい
	下校時から	<input type="text"/>	時 <input type="text"/>
			分まで (例：18時30分まで)
6. ファミリー・サポート・センター	週	<input type="text"/>	日くらい
7. その他(公民館、公園など)	週	<input type="text"/>	日くらい

だいぶ先のこととなりますが、現在お持ちのイメージでお答えください。

1 児童センターで行う放課後児童クラブの利用を希望する場合は「5」に回答

問28 問26または問27で「5.放課後児童クラブ(学童保育)」に をつけた方にうかがいます。宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。(1) (2)それぞれについて、あてはまる番号1つに をつけてください。また利用したい時間帯を、内にご記入ください。事業の利用には、一定の利用料がかかります。

(1)土曜日

1. 低学年等(1~4年生)の間は 利用したい	⇒ 利用したい時間帯	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分~	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分
2. 高学年(5~6年生)になっても 利用したい									
3. 利用する必要はない									

(例：0 9 時 3 0 分~ 1 2 時 3 0 分)

(2)日曜・祝日

1. 低学年等(1~4年生)の間は 利用したい	⇒ 利用したい時間帯	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分~	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分
2. 高学年(5~6年生)になっても 利用したい									
3. 利用する必要はない									

(例：0 9 時 3 0 分~ 1 2 時 3 0 分)

問29 宛名のお子さんについて、お子さんの夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望はありますか。あてはまる番号1つに をつけてください。また利用したい時間帯を、内にご記入ください。事業の利用には、一定の利用料がかかります。

1. 低学年等（1～4年生）の間は 利用したい	⇒ 利用したい時間帯 □ □ 時 □ □ 分～ □ □ 時 □ □ 分 (例：0 9 時 3 0 分～ 1 2 時 3 0 分)
2. 高学年（5～6年生）になっても 利用したい	
3. 利用する必要はない	

育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度についてうかがいます

問30 宛名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについて、あてはまる番号1つに をつけてください。また、取得していない方はその理由をご記入ください。

母親（いずれかに）	父親（いずれかに）
1. 働いていなかった 2. 取得した（取得中である） 3. 取得していない	1. 働いていなかった 2. 取得した（取得中である） 3. 取得していない
取得していない理由 （下から番号を選んでご記入ください。複数可）	取得していない理由 （下から番号を選んでご記入ください。複数可）

- 1. 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった
- 2. 仕事が忙しかった
- 3. (産休後に) 仕事に早く復帰したかった
- 4. 仕事に戻るのが難しそうだった
- 5. 昇給・昇格などが遅れそうだった
- 6. 収入減となり、経済的に苦しくなる
- 7. 保育所（園）などに預けることができた
- 8. 配偶者が育児休業制度を利用した
- 9. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
- 10. 子育てや家事に専念するため退職した
- 11. 職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）
- 12. 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった
- 13. 育児休業を取得できることを知らなかった
- 14. 産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した
- 15. その他（ ）

問30-1 子どもが原則1歳（保育所における保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は1歳6ヵ月）になるまで育児休業給付が支給される仕組み、子どもが満3歳になるまでの育児休業等（法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置）期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがありますが、そのことをご存じでしたか。あてはまる番号1つに をつけてください。

1. 育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた
2. 育児休業給付のみ知っていた
3. 保険料免除のみ知っていた
4. 育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった

問30-2 問30で「2. 取得した（取得中である）」と回答した方にうかがいます。育児休業取得後、職場に復帰しましたか。あてはまる番号1つに をつけてください。

(1) 母親	(2) 父親
1. 育児休業取得後、職場に復帰した	1. 育児休業取得後、職場に復帰した
2. 現在も育児休業中である	2. 現在も育児休業中である
3. 育児休業中に離職した	3. 育児休業中に離職した

問30-3 問30-2で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたが、あるいはそれ以外でしたか。あてはまる番号1つに をつけてください。

(1) 母親	(2) 父親
1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった	1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった
2. それ以外だった	2. それ以外だった

年度初めでの認可保育所入所を希望して、1月～2月頃復帰して一時的に認可外保育所に入所した場合なども「1.」に当てはまります。また、年度初めでの入所を希望して復帰したが、実際には希望する保育所に入所できなかったという場合も「1.」を選択してください。

問30-4 問30-2で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。内にご記入ください。

(1) 母親	(2) 父親
実際の取得期間 □ 歳 □ □ カ月	実際の取得期間 □ 歳 □ □ カ月
希望 □ 歳 □ □ カ月	希望 □ 歳 □ □ カ月

問30-5 問30-2で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。お勤め先に育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。内で数字でご記入ください。

(1) 母親

	歳		ヵ月
--	---	--	----

(2) 父親

	歳		ヵ月
--	---	--	----

問30-6 問30-4で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。希望の時期に職場復帰しなかった理由についてうかがいます。あてはまる番号すべてにをつけてください。

(1) 「希望」より早く復帰した方

母親

1. 希望する保育所に入るため
2. 配偶者や家族の希望があったため
3. 経済的な理由で早く復帰する必要があった
4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため
5. その他()

父親

1. 希望する保育所に入るため
2. 配偶者や家族の希望があったため
3. 経済的な理由で早く復帰する必要があった
4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため
5. その他()

(2) 「希望」より遅く復帰した方

母親

1. 希望する保育所に入れなかったため
2. 自分や子どもなどの体調が悪くなかったため
3. 配偶者や家族の希望があったため
4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため
5. 子どもをみてる人がいなかったため
6. その他()

父親

1. 希望する保育所に入れなかったため
2. 自分や子どもなどの体調が悪くなかったため
3. 配偶者や家族の希望があったため
4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため
5. 子どもをみてる人がいなかったため
6. その他()

問30-7 問30-2で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたが、あてはまる番号1つにをつけてください。

(1) 母親

1. 利用する必要がなかった(フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった等)
2. 利用した
3. 利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)

(2) 父親

1. 利用する必要がなかった(フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった等)
2. 利用した
3. 利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)

問30-8 問30-7で「3. 利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)」と回答した方にうかがいます。短時間勤務制度を利用しなかった(利用できなかった)理由は何ですか。あてはまる理由をすべてにをつけてください。

(1) 母親

1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった
2. 仕事が忙しかった
3. 短時間勤務にすると給与が減額される
4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる
5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した
6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、子どもをみてる人がいた
7. 子育てや家事に専念するため退職した
8. 職場に短時間勤務制度がなかった(就業規則に定めがなかった)
9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった
10. その他()

(2) 父親

1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった
2. 仕事が忙しかった
3. 短時間勤務にすると給与が減額される
4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる
5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した
6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、子どもをみてる人がいた
7. 子育てや家事に専念するため退職した
8. 職場に短時間勤務制度がなかった(就業規則に定めがなかった)
9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった
10. その他()

問30-9 問30-2で「2. 現在も育児休業中である」と回答した方にうかがいます。宛名のお子さんが1歳になったときに必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰しますか。あてはまる番号1つにをつけてください。

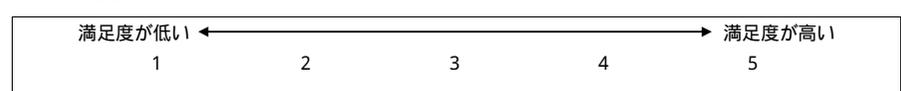
(1) 母親

1. 1歳になるまで育児休業を取得したい
2. 1歳になる前に復帰したい

(2) 父親

1. 1歳になるまで育児休業を取得したい
2. 1歳になる前に復帰したい

問31 お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度についてあてはまる番号1つにをつけてください。



すべての方に、あなたの子育てについてうかがいます

子育てに係る一般的な質問です

問3 2 宛名のお子さんの下記の項目について、ご記入ください。

	起床・就寝時間について	起床	時	分頃	就寝	時	分頃
1	起床が7時過ぎになる場合 就寝が22時過ぎになる場合 その理由を教えてください。	理由			理由		
2	食事は3食きちんと食べていますか？	1. はい	2. 朝食を食べない日がある 週1～2回はある。	3. 朝食を食べない日がある 週3～4回はある。			
	2・3と答えた方へ 朝食を食べないことがある理由を教えてください。	理由					
3	食べ物の好き嫌いがありますか？	1. あまりない		2. 好き嫌いが多い			
	お子さんの好きなもの・嫌いなものを3つずつ教えてください。	好きなもの () () ()		嫌いなもの () () ()			
4	テレビ(ビデオ等含む)は1日何時間位見ますか？	1. 見ない	2. 2時間以内	3. 3～5時間	4. 5時間以上		
	3・4と答えた方へ 視聴時間が3時間以上になる理由を教えてください。	理由					
5	スマートフォンやタブレット、ゲーム機を使って、1日どれくらい遊ばれますか？	1. 遊んでいない	2. 1時間以内	3. 1～2時間	4. 2時間以上		
	3・4と答えた方へ スマホ等で遊ぶ時間が1時間以上になる理由を教えてください。	理由					
6	絵本は好きですか？	1. 好き	2. あまり好きでない	3. わからない			
	絵本を読んであげますか？	1. 毎日	2. 週2～3回	3. ほとんど読まない			
	3と答えた方へ 理由を教えてください。	理由					

問3 3 あなたにとって子育ては楽しいと感じることが多いと思いますか。それともつらいと感じることが多いと思いますか。あてはまる番号1つに をつけてください。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| 1. 楽しいと感じることが多い | 2. 楽しい・つらいと感じることが同じくらい |
| 3. つらいと感じることが多い | 4. わからない |
| 5. その他() | |

問3 4 子育てのどんなところ(何をしている時)が楽しい又はつらいですか。

楽しいこと(楽しい時)	つらいこと(つらい時)

子育てがつらい時、つい、子どもをたたいたことや、ひどい言葉を投げかけてしまったことがありますか。該当するものすべてに をつけてください。

- たたく、つねるなど子どもの体にイライラ等をぶつけたことがある。
- 子どもにひどい言葉を投げかけたことがある。(保護者ご自身の感覚で「ひどい言葉」)
- 子育てがつらい時には、たたいたり、ひどい言葉を投げかけたりしがちである。
- たたいた、ひどい言葉を投げかけた後に後悔する。
- たたいた、ひどい言葉を投げかけてしまう(しそうになる)ことを誰かに相談した。
- たたいた、ひどい言葉を投げかけてしまうが、どうしたらよいかわからない。

問3 5 問3 3で「1」と回答した方は、子育てをする中でどのような支援・対策が有効と感じますか。また、「2」「3」と回答された方は、自分にとって子育てのつらさを解消するために必要なことは何ですか。以下の解答欄の中からあてはまるもの3つを選び、上位から1～3の番号をつけてください。

	1と回答した方	2、3と回答した方
1. 地域における子育て支援の充実		
2. 保育サービスの充実		
3. 子育て支援のネットワークづくり		
4. 地域における子どもの活動拠点の充実		
5. 妊娠・出産に対する支援		
6. 母親・乳児の健康に対する安心		
7. 子どもの教育環境		
8. 子育てしやすい住居・まちの環境面での充実		
9. 仕事と家庭生活の両立ができる環境		
10. 子どもを対象にした犯罪・事故の軽減		
11. 要保護児童(障がい児など)に対する支援		
12. その他()		

問36 あなたの生活の中で、「仕事」と「家事（育児）」、「プライベート」の時間の優先度についてうかがいます。「理想」と「現実」それぞれについて、あてはまる番号を1つ選んでをつけてください。

	理想	現実
1. 仕事を優先	1	1
2. 家事（育児）を優先	2	2
3. プライベートを優先	3	3
4. その他（ ）	4	4

問37 最後に、子どもを産み・育てやすい、また子どもたちがのびのびと安心して住めるまちづくりを進めていくためのご提案・ご要望がございましたら、記入してください。

.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

調査にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

調査票が郵送でお手元に届いた方は、切手は貼らずに、同封の封筒に入れご投函ください。
幼稚園・保育園を通じて調査票の配布を受けた方は、同封の封筒に入れ、園へご提出をお願いします。

第2期須坂市子ども・子育て支援事業計画
令和2年3月発行

発行 須坂市教育委員会
〒382-8511
須坂市大字須坂 1528-1
TEL : 026-248-9026 (課専用)
FAX : 026-248-8825
E-mail : kodomo@city.suzaka.nagano.jp
編集 須坂市教育委員会子ども課

この冊子は200部作成し、一部当たりの単価は525円です。